

令和6年度版

市税のしおり

City Tax Guide 2024



宮崎市制100周年記念キャラクター
みやねこ



MIYAZAKI CITY

INDEX



1章 未来を創造する太陽都市「みやざき」

第五次宮崎市総合計画のあらまし	1
宮崎市の予算	2
市税収入とそのゆくえ	4

2章 市税のあらまし

市税の種類	5
市民税	
個人市民税	6
法人市民税	19
固定資産税	21
都市計画税	30
軽自動車税	34
市たばこ税	39
入湯税	40
事業所税	41
鉱産税	42
国民健康保険税	43
【参考】後期高齢者医療保険料	47
【参考】介護保険料	48

3章 市税の納付

市税の納期	50
市税の納付場所	50
口座振替	51
市民税・県民税の特別徴収	51
その他の納付方法	52
自主納付と滞納	55
審査請求	55
市税の減免・納税の猶予	56

4章 市税の窓口

市税に関する証明・閲覧	59
市税に関する証明・閲覧の取扱窓口	60
市税等・証明についてのお問い合わせ窓口	62
総合支所・地域センター・地域事務所等の案内	68

住民税について(外国語案内)

VỀ THUẾ CƯ TRÚ(ベトナム語)	76
Local Inhabitant Tax-All You Need to Know(英語)	77
有关住民税的说明(中国語)	78
주민세에 대해서(韓国語)	79

5章 国税・県税のあらまし

国税のあらまし	80
県税のあらまし	81
国税・県税についてのお問い合わせ窓口	82

個人市民税(住民税)

市民税について	17
年金収入だけの場合	17



固定資産税

固定資産税について	31
土地の評価額が下がったのに、税額が高くなった	31
同じ土地なのに税額が違う	31
家屋が古くなるのに固定資産税が下がらない	32
固定資産税が急に高くなった	32
償却資産の申告について	32
償却資産の非課税や課税標準の特例について	33
リース資産について	33

軽自動車税

軽自動車税(種別割)	37
人に譲った車両の納税通知書	37
車両の盗難	37
市外ナンバーの車両	38
人に譲渡した場合の手続き	38
特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の標識交付	38



国民健康保険税

年度の途中で65歳になる場合の介護保険料	46
加入手続きが遅れた場合の国民健康保険税	46

市税の納付

納付書の納期限(使用期限)が過ぎている	57
特別徴収税額の納入書を書き損じた	57
市税を納めすぎたときはどうすれば	57
口座振替を証明する書類が欲しい	58
口座が残高不足で振替されなかった	58
金融機関や口座名義人の変更	58

市税の証明書

代理人による手続きについて	63
非課税証明書について	64
所得証明書について	65
完納証明書について	65
固定資産証明について	66
車検用納税証明書について	67



1章 未来を創造する太陽都市「みやざき」

第五次宮崎市総合計画のあらまし

第五次宮崎市総合計画は、平成30年度(2018年度)を初年度とし、令和6年度(2024年度)を目標年度とする「宮崎市」のこれからのまちづくりの基本方針を示したものです。

<まちづくりの基本目標>

1. 良好な生活機能が確保されている都市(まち)

- 多様なライフスタイルに対応した「子育て支援の充実」
- 2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」
- 自然環境の保全と生活の質の向上を図る「居住環境の充実」
- 災害に強く、暮らしを支える「生活基盤の充実」



2. 良好な地域社会が形成されている都市(まち)

- 地域に愛着や誇りをもつ「みやざきっ子の育成」
- 多様で自律性のあるコミュニティを形成する「地域力の向上」
- 一人一人が尊重され、生き生きと暮らせる「共生社会の確立」



3. 良好な就業環境が確保されている都市(まち)

- 地域や企業ニーズに合った「人財の育成」
- 若い世代の定着や生産性の向上を図る「雇用の場の創出」



4. 魅力ある価値が創出されている都市(まち)

- 交流人口や販路の拡大を図る「ブランド力の向上」



5. 地域特性に合った社会基盤が確保されている都市(まち)

- コンパクト化とネットワークの形成による「都市機能の充実」



Q
&
A

1章
総合計画の
あらまし

2章
市税のあらまし

3章
市税の納付

4章
市税の窓口

住民税について

5章
国税・県税の
あらまし

宮崎市の予算

Q&A

1章
宮崎市の予算

2章
市税のあらまし

3章
市税の納付

4章
市税の窓口

住民税について

5章
国税・県税のあらまし

令和6年度の当初予算総額は、3,358億8,900万円です。

このうち、一般会計が1,840億円、国民健康保険や公営住宅建設資金などの特別会計が1,105億3,800万円、水道事業や公共下水道事業などの企業会計が413億5,100万円となっています。

宮崎市の予算規模

(単位：千円)

区 分		予 算 額
一 般 会 計		184,000,000
特 別 会 計	公 営 住 宅 建 設 資 金	2,431,000
	国 民 健 康 保 険	43,634,000
	後 期 高 齢 者 医 療	6,789,000
	公 園 墓 地	285,000
	卸 売 市 場	680,000
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	17,000
	介 護 保 険	38,000,000
	宅 地 造 成 事 業	444,000
	公 債 管 理	18,258,000
	小 計	110,538,000
企 業 会 計	水 道 事 業	14,504,000
	工 業 用 水 道 事 業	34,000
	公 共 下 水 道 事 業	24,178,000
	農 業 集 落 排 水 事 業	1,160,000
	公 設 合 併 処 理 浄 化 槽 事 業	561,000
	田 野 病 院 事 業	914,000
	小 計	41,351,000
合 計		335,889,000

ここでは、一般会計の内容をもう少し詳しく見ていくことにします。

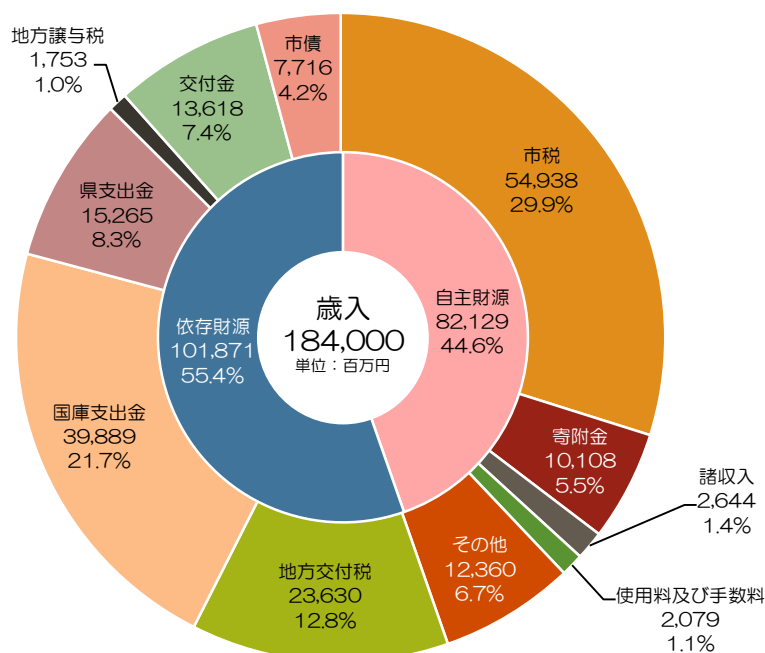
歳入では、皆さんに納めていただく市税収入が549億3,800万円(歳入予算比29.9%)で最も主要な財源となっています。

一方、歳出では、高齢者、障がい者、児童などの福祉のために使われる民生費(47.0%、約864億1,700万円)と市役所の管理運営等に使われる総務費(14.4%、約264億4,700万円)という2つの費目が上位を占め、これらで歳出予算全体の6割強を占めています。

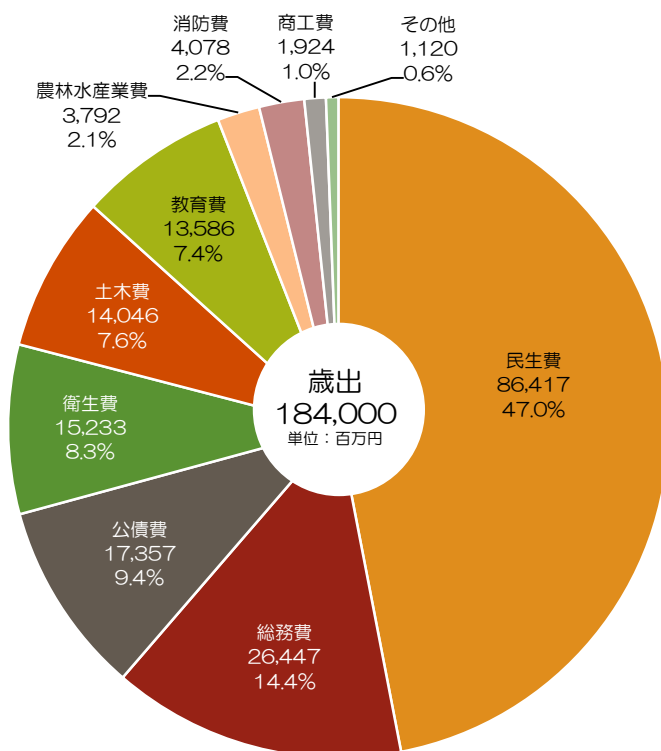
一般会計予算 1,840億円

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しないことがあります。

【歳入】



【歳出】



市税収入とそのゆくえ

Q&A

1章
市税収入と
そのゆくえ

2章
市税のあらまし

3章
市税の納付

4章
市税の窓口

住民税について

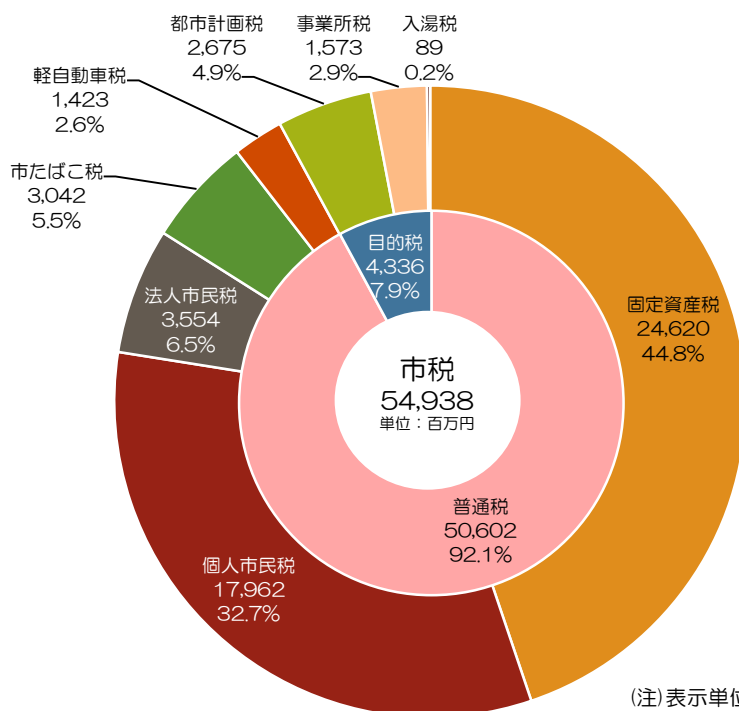
5章
国税・県税の
あらまし

1 市税収入の内訳

本市では市民生活に関わりの深いさまざまな仕事を行っています。その仕事を進めていくうえで、皆さんに納めていただく市税が、最も大きな財源になっているのです。

令和6年度当初予算において、市税収入は549億3,800万円ですが、そのうち固定資産税が約246億2,000万円、個人市民税と法人市民税をあわせた市民税が約215億1,600万円となっています。この2税を合計すると市税全体の約84%にのぼり、市税収入の中心となっています。

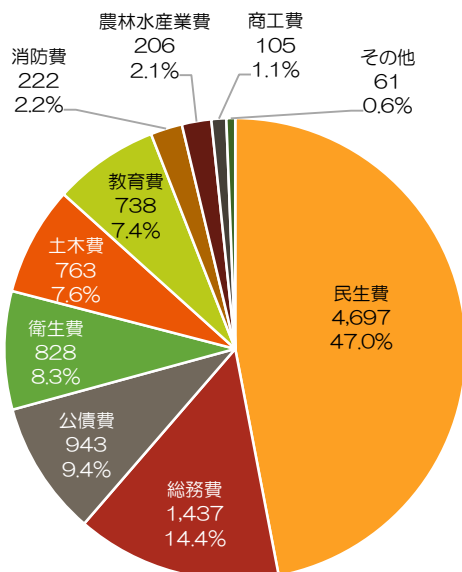
令和6年度予算 市税収入総額：549億3,800万円



(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しないことがあります。

2 市税10,000円のゆくえ

皆さんに納めていただく市税を10,000円に換算すると、その使い道は次のようになります。



民 生 費	高齢者、障がい者、児童の福祉事業等
総 務 費	市役所の管理運営費等
公 債 費	市債の償還、利払等
衛 生 費	ごみ、し尿処理、公害対策等
土 木 費	道路の建設、公園の管理、区画整理事業等
教 育 費	学校の運営、教育・文化施設の充実等
消 防 費	消防・防災・救急活動等
農 林 水 産 業 費	農林水産業の振興
商 工 費	観光・商工業の振興等

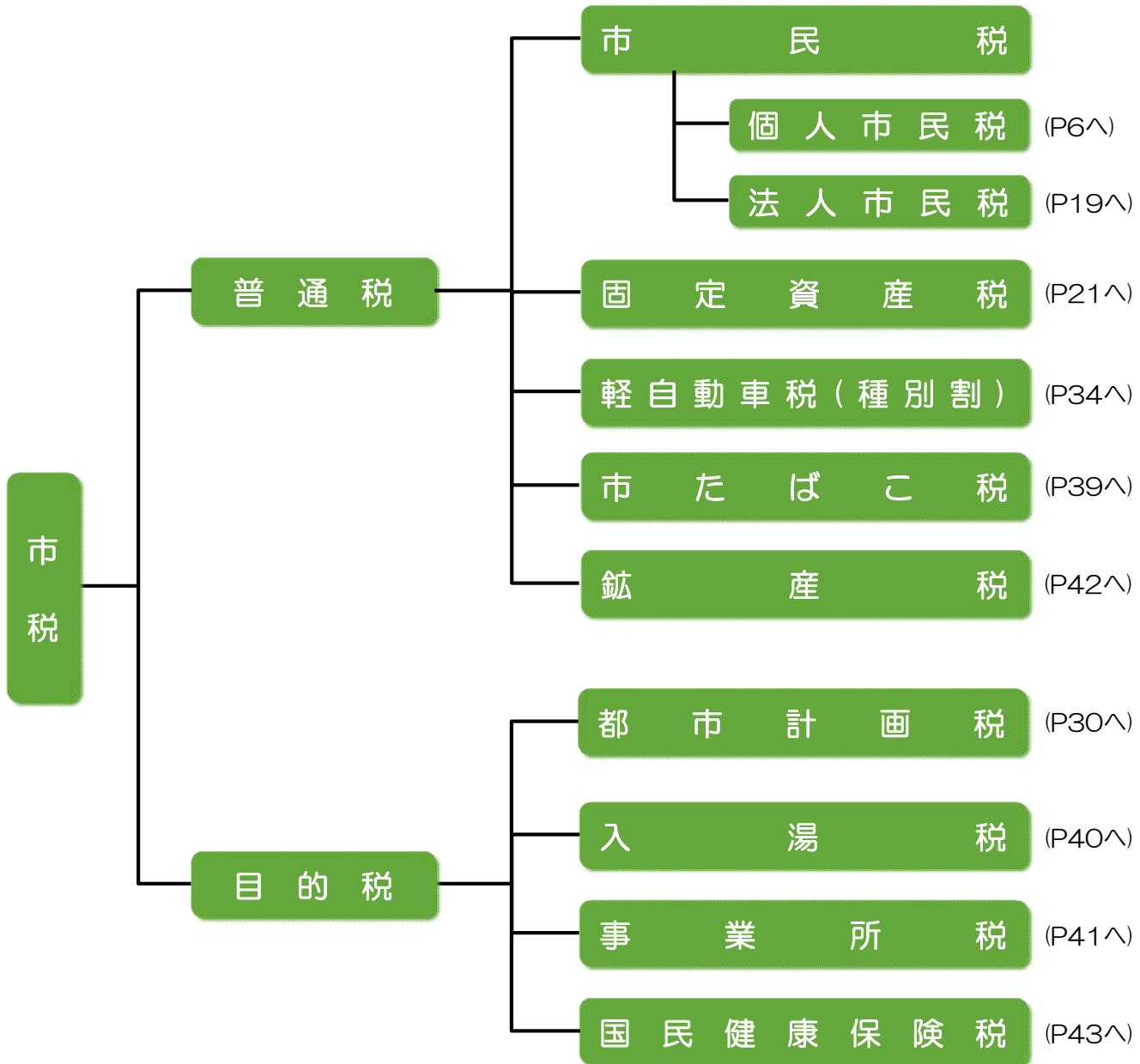
(注) 令和6年度当初予算の一般会計の割合によって求めました。

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しないことがあります。

2章 市税のあらまし

市税の種類

市税は、毎日の暮らしやよりよいまちづくりを進めるために大切だということを理解していただければと思います。この章では、市税がどのような仕組みになっているかを紹介します。



- 普通税・税金の使い道が特定されず、どのような仕事の費用にも充てることができる税金です。
- 目的税・法律によって使い道が特定されている税金で、例えば、入湯税は環境衛生施設や消防施設等の整備に必要な費用に充てられます。

市民税

1 個人市民税(住民税)

(1) 納税義務者

市民税は、市内に住所があり前年に所得があった人に課税されます。その税額は、前年1年間(1月～12月)の所得金額に応じて課税される所得割と、所得金額の多少にかかわらず一定の税額が課税される均等割によって構成されます。(税額の計算方法については15ページ参照)

市内に住所があるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況によって判断されます。なお、県民税は市民税とあわせて納めていただきます。



納 税 義 務 者	市 民 税 ・ 県 民 税	
	均 等 割	所 得 割
1月1日において市内に住所のある人	○	○
1月1日において市内に家屋敷、事務所、事業所をもっている人で、市内に住所のない人	○	

(2) 市民税・県民税が課税されない人

区 分	要 件
ア 所得割も均等割も課税されない人	賦課期日(1月1日)現在で ●生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ●障がい者、未成年者(平成18年1月3日以後の生まれ)、寡婦又はひとり親で 前年の合計所得金額が135万円以下の人(給与収入の場合は、2,043,999円以下、公的年金収入の場合は、65歳未満2,166,667円以下、65歳以上2,450,000円以下) ※民法の改正に伴い、令和5年度課税分から、未成年者の年齢要件が引き下げられました。
イ 所得割が課税されない人	●前年中の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人 $35万円 \times (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 42万円$ ※本人だけの場合は45万円 ●所得控除の合計金額が総所得金額等を上回る人
ウ 均等割が課税されない人	●前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人 $31万5千円 \times (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 28万9千円$ ※本人だけの場合は41万5千円

(3) 所得の種類と所得金額の求め方

所得割額の計算の基礎となるのは前年中の所得金額です。所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて求めます。

所得の種類		所得金額の求め方
① 利子所得	公債・社債・預貯金利子などの所得	収入金額 - 利子所得の金額
② 配当所得	株式・出資配当などの所得	収入金額 - 負債の利子
③ 不動産所得	地代、家賃、権利金などの所得	収入金額 - 必要経費
④ 事業所得	営業、農業などの事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費
⑤ 給与所得	給料、賃金、賞与などの所得	収入金額 - 給与所得控除額
⑥ 退職所得	退職金、一時恩給などの所得	※12、13ページ参照
⑦ 山林所得	山林を売ったときなどの所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
⑧ 譲渡所得	土地・家屋・株などの資産を売った場合の所得	収入金額 - 資産の取得価額 - 譲渡費用 - 特別控除額
⑨ 一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などの所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (課税対象は1/2した金額)
⑩ 雑所得	国民・厚生年金などの所得(公的年金等の雑所得)	収入金額 - 公的年金等控除額
	原稿料など副収入による所得(業務に係る雑所得)	収入金額 - 必要経費
	上の所得に当てはまらない所得(その他の雑所得)	収入金額 - 必要経費

(4) 給与所得の求め方

下記の速算表に、給与収入の合計額を当てはめ、給与所得を求めてください。

給与収入額		所得の計算
551,000円未満		所得は0円
551,000円以上	1,619,000円未満	給与収入額 - 550,000円
1,619,000円以上	1,620,000円未満	所得は1,069,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	所得は1,070,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満	所得は1,072,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満	所得は1,074,000円
1,628,000円以上	1,800,000円未満	※A × 60% + 100,000円
1,800,000円以上	3,600,000円未満	※A × 70% - 80,000円
3,600,000円以上	6,600,000円未満	※A × 80% - 440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	給与収入額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上	10,000,000円未満	給与収入額 - 1,950,000円【給与収入額 × 90% - 1,100,000円】
10,000,000円以上		給与収入額 - 1,950,000円【給与収入額 - 2,100,000円】

○給与収入が850万円以上で、①本人、同一生計配偶者または扶養親族が特別障がい者、②23歳未満の扶養親族がいる場合は、【 】内の計算により所得を求めます。

○給与と公的年金等の所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得(それぞれ10万円を超える場合は10万円とする)の合計額から10万円を控除した額を、給与所得から控除します。

(5) 公的年金等に係る雑所得の求め方

公的年金等(障がい年金、遺族年金、老齢福祉年金等を除く)は雑所得になります。収入金額と生年月日を下の表に当てはめ、所得金額を求めてください。

年 齢 区 分	公的年金等の収入金額(a)		公的年金等に係る雑所得
昭和34年1月2日以後に生まれた人	1,300,000円以下		a - 600,000円
	1,300,000円超	4,100,000円以下	a × 75% - 275,000円
	4,100,000円超	7,700,000円以下	a × 85% - 685,000円
	7,700,000円超	10,000,000円以下	a × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円超		a - 1,955,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人	3,300,000円以下		a - 1,100,000円
	3,300,000円超	4,100,000円以下	a × 75% - 275,000円
	4,100,000円超	7,700,000円以下	a × 85% - 685,000円
	7,700,000円超	10,000,000円以下	a × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円超		a - 1,955,000円

○上記は公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合を記載しています。

(6) 所得から差し引かれる金額(所得控除)

所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、配偶者や扶養親族の有無、また病気や災害に伴う出費があるかどうかなどを考慮して、所得金額から差し引くことになっています。

種 類	控 除 要 件 及 び 控 除 金 額	
雑 損 控 除	あなた本人や同一生計の配偶者、その他の親族が災害や盗難等により損害を受けた場合 ◎控除額は、A、Bいずれかの多い方 A：(損害金額 - 補てん金額) - 総所得金額等 × 10% B：災害関連の支出金額 - 5万円	
医 療 費 控 除	い ず れ か	通 常 あなた本人や同一生計の配偶者、その他の親族の医療費を支払った場合 ◎控除額 = (支払った医療費 - 補てん金額) - (総所得金額等 × 5%) 又は 10万円 ※控除限度額200万円 介護保険のサービス利用者負担金についても対象となる場合があります。
	特 例	あなたが特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けている場合 ◎控除額 = (特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補てんされる額) - 1万2千円 ※控除限度額8万8千円
社 会 保 険 料 控 除	あなた本人や同一生計の配偶者、その他の親族の社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険、農業者年金等)を支払った場合 ◎控除額 = 支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	旧第1種共済掛金や心身障がい者扶養共済掛金等を支払った場合 ◎控除額 = 支払った金額	

種 類	控 除 要 件 及 び 控 除 金 額					
生命保険料控除	受取人があなたや配偶者、その他の親族となっている一般の生命保険契約等の保険料や個人年金保険契約等による保険料を支払った場合 ◎新契約・・・平成24年1月1日以降の契約					
	区 分	支払保険料の金額		控 除 額		
	一般分だけ、個人年金だけ 又は介護医療だけの場合	12,000円以下		支払保険料の全額		
		12,000円超 32,000円以下		支払保険料 × 1/2 + 6,000円		
		32,000円超 56,000円以下		支払保険料 × 1/4 + 14,000円		
		56,000円超		28,000円(控除限度額)		
	◎旧契約・・・平成23年12月31日以前の契約					
	区 分	支払保険料の金額		控 除 額		
	一般分又は、個人年金の どちらか片方がある場合	15,000円以下		支払保険料の全額		
		15,000円超 40,000円以下		支払保険料 × 1/2 + 7,500円		
40,000円超 70,000円以下		支払保険料 × 1/4 + 17,500円				
70,000円超		35,000円(控除限度額)				
新契約と旧契約の両方ある場合は、各保険ごとの控除額の合計額 ※控除限度額は28,000円 (ただし、旧契約だけで控除額が28,000円を超える場合は35,000円まで適用可) 複数ある場合は各々の控除額の合計額 ※控除限度額は70,000円						
地震保険料控除	あなた本人や同一生計の配偶者、その他の親族が所有し、その住居としている家屋や生活用動産を対象とした地震保険料等、又は旧長期損害保険料(※)を支払った場合 ※旧長期損害保険料・・・保険又は共済期間が10年以上で、満期返戻金があるもの(平成18年12月31日までに契約したものに限り)					
	区 分	支払保険料の金額		控 除 額		
	地震保険料だけの場合	支払った保険料の1/2(控除限度額25,000円)				
	旧長期損害保険料 だけの場合	5,000円以下		支払保険料の全額		
		5,000円超 15,000円以下		支払保険料 × 1/2 + 2,500円		
		15,000円超		10,000円(控除限度額)		
	地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は、それぞれの控除額の合計額。 ただし、両方の保険料を1つの契約で結んでいる場合は、どちらか一方の控除のみ。 控除限度額は25,000円					
配 偶 者 控 除 ※配偶者控除、配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額によりどちらか一方が適用されます。	同一生計の配偶者の合計所得金額が48万円以下、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合 ◎控除額は下表のとおり					
	配 偶 者 控 除	納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		配偶者の合計所得金額				
		48万円以下		33万円	22万円	11万円
		老人配偶者控除 (昭和29年1月1日以前生まれ)		38万円	26万円	13万円

種 類	控 除 要 件 及 び 控 除 金 額			
配偶者特別控除	同一生計の配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合 ◎控除額は下表のとおり			
	配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額		
		配偶者の合計所得金額		
				900万円以下
				900万円超 950万円以下
				950万円超 1,000万円以下
		48万円超	100万円以下	33万円
		100万円超	105万円以下	31万円
		105万円超	110万円以下	26万円
		110万円超	115万円以下	21万円
		115万円超	120万円以下	16万円
扶 養 控 除	同一生計の親族(配偶者を除く)の合計所得金額が48万円以下の場合 ◎控除額は			
	①老人扶養親族(昭和29年1月1日以前に生まれた人)			38万円
	②同居老親等扶養親族(上記のうち、父母や祖父母など直系尊属で同居している人) .			45万円
	③特定扶養親族(平成13年1月2日以降、平成17年1月1日以前に生まれた人) . .			45万円
	④年少扶養親族(平成20年1月2日以降に生まれた人)			0円
	⑤ ①～④に該当しない扶養親族			33万円
障 が い 者 控 除	あなた本人や控除対象配偶者又は扶養親族が障がい者の場合 ◎控除額は			
	①障がい者(②以外の障がい者)			26万円
	②特別障がい者(障がいの程度が、身体1・2級、精神1級、療育A判定、寝たきり) . .			30万円
ひとり親控除	あなたが、次のA～Cのすべてを満たす場合 A ひとり親(死別、離婚、未婚)で同一生計の子(総所得金額等が48万円以下)を有している場合 B 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などの記載がない C あなたの合計所得金額が500万円以下である ◎控除額 30万円			
寡 婦 控 除	あなたが、ひとり親に該当せず、次のA又はBに該当する場合で合計所得金額が500万円以下であり、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などの記載がない場合 A 夫と死別、又は夫の生死の明らかではない婦人の場合 B 夫と離婚した後、婚姻していない婦人で子以外の扶養親族を有している場合 ◎控除額 26万円			
勤 労 学 生 控 除	あなたが、次の①～③のいずれかに該当する人で、給与所得等(事業所得・給与所得・退職所得又は雑所得)を有する人のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ前述以外の所得が10万円以下である場合 ①学校教育法第1条に定める学校の学生、生徒又は児童 ②国・地方公共団体又は学校法人等が設置した専修学校又は各種学校の生徒で一定の課程を履修する人 ③職業訓練法人の行う職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を受ける人で一定の課程を履修する人 ◎控除額 26万円			
基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円以下			43万円
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下			29万円
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下			15万円

(7) 総合課税に係る所得割の税率

課税総所得金額の10%が所得割額になります。

課税総所得金額 (各種所得金額 - 所得控除合計)	×	市民税税率	県民税税率
		6%	4%

※ただし、分離所得については以下の税率で計算します。

(8) 土地・建物・株式等の譲渡所得(分離課税)に係る所得割の税率

土地や建物、株式等を売却した場合は、給与所得や事業所得(総合課税所得)とは別の計算(分離課税)を行います。その保有期間によって課税計算の方法が異なります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

所得の区分			市民税	県民税
短期譲渡所得	一般所得分		5.4%	3.6%
	軽減所得分		3%	2%
長期譲渡所得	一般所得分		3%	2%
	特定所得	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円超の部分	3%	2%
	軽減所得	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000万円超の部分	3%	2%
	上場株式等の譲渡所得金額			3%
一般株式等の譲渡所得金額			3%	2%
上場株式等の配当所得金額			3%	2%
先物取引所得金額			3%	2%
山林所得金額			6%	4%

※長期譲渡所得とは、譲渡が行われた年の1月1日において所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡して得た所得。



(9) 税額控除

●配当控除

株式の配当など配当所得がある場合は、所得割額から下表で求めた控除額が差し引かれます(総合課税の場合)。

種 類	課税所得金額		1,000万円を超える部分	
	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配分、剰余金分配及び特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(下欄の場合を除く)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除が所得税から控除しきれない場合に、一定の額を市民税・県民税所得割額から差し引きます。

●寄附金税額控除

都道府県、市区町村、宮崎県共同募金会、日本赤十字社宮崎県支部に対する寄附金(総務大臣が指定したもの)のうち、2千円を超える部分について、市民税・県民税合わせて10%分を差し引きます。

また、条例で指定した団体への寄附金も控除の対象となります。ただし、総所得金額等の3割が上限となります。

都道府県、市区町村に対する寄附金のうち、2千円を超える部分について、所得に応じて90%から44.055%が控除されます。ただし、市民税・県民税所得割額の概ね2割が上限となります。

●外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めている場合は、一定の方法によりその外国税額が所得割額から差し引かれます。

●配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等の配当等による所得や、特定口座において株式等を譲渡した際の所得を申告した場合、特別徴収された配当割や株式等譲渡所得割は、市民税・県民税所得割額から差し引かれます。

●特別税額控除(定額減税)

※詳細は18ページを参照ください。

(10) 退職所得(分離課税)

① 退職所得の所得割額の計算

所得割額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額(表1)を差し引き、残額を2分の1にした後(表2の通り適用制限あり)、税率10%(市民税6%、県民税4%)を乗じて算出します。

なお、死亡により支払われる退職手当等については、相続税法の規定により相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。

② 納入について

退職手当等の支払いを受けるべき日(退職した日)の属する年の1月1日現在の住所がある市町村に、退職手当の支払者を通じて、支払いのあった日の翌月10日までに納入されます。

(表1)退職所得控除額

退 職 所 得 控 除 額	
勤続年数が20年以下の場合	40万円 × 勤続年数(80万円未満は80万円)
勤続年数が20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
障がい者になったことが直接起因する退職は、上記控除額に100万円が加算されます。	

(表2) 2分の1課税の適用について

役職等 勤続年数	従業員		役員等
	控除後の残額のうち 300万円以下の部分	控除後の残額のうち 300万円超の部分	—
5年以下	適用あり	令和3年分まで：適用あり 令和4年分以後：適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

(11) 税額の計算方法

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計です。また、均等割と併せて、国税として森林環境税(年額1,000円)が賦課徴収されます。

均等割額

$$\begin{array}{lcl}
 \text{市民税均等割額} & = & 3,000\text{円} \\
 \text{県民税均等割額} & = & 1,500\text{円 (森林環境税(県税)を含む)}
 \end{array}
 \quad \left. \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right\} 4,500\text{円(年額)}$$

<森林環境税(県税)>

平成18年度から導入された県税で、県民税均等割が課税されている人に対して、年額500円が課税されます。

$$\text{森林環境税(国税)} = 1,000\text{円(年額)}$$

令和6年度から導入された国税で、市民税・県民税均等割と併せて賦課徴収されます。

所得割額

$$\text{所得割額} = (\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除}$$

<調整控除>

税制改正による税源移譲の実施に伴い、市民税・県民税と所得税との人的控除の差額に起因する個人の税負担を調整するため、以下の額が所得割額から控除されています。

令和3年度から合計所得金額が2,500万円超の納税義務者には調整控除を適用しないこととされました。

●市民税・県民税課税所得金額が200万円以下の人

AとBのいずれか小さい額の5%

A：市民税・県民税と所得税との人的控除の差額の合計額

B：市民税・県民税の課税所得金額

●市民税・県民税課税所得金額が200万円を超える人

$$\begin{aligned}
 & [(\text{市民税・県民税と所得税との人的控除の差額の合計額}) - \\
 & \quad (\text{市民税・県民税課税所得金額} - 200\text{万円})] \times 5\% \quad (\text{最低控除額 } 2,500\text{円})
 \end{aligned}$$

市民税・県民税と所得税との人的控除比較

●令和6年度人的控除比較一覧

(単位：万円)

区 分			市民税・県民税	所得税	差 額
基礎			43	48	5
配偶者			P9～10参照		下表参照
配偶者特別					
扶 養 親 族	一般の扶養親族 (下記以外の扶養親族)		33	38	5
	特定扶養親族		45	63	18
	老 人 扶養親族	同居老親等以外の人	38	48	10
		同居老親等	45	58	13
	年少扶養親族		0	0	0
障 がい 者	障がい者		26	27	1
	特別障がい者		30	40	10
	同居特別障がい者		53	75	22
本 人	ひとり親	父(※)	30	35	1
		母			5
	寡婦		26	27	1
	勤労学生		26	27	1

※ひとり親控除の父である場合の差額は、旧寡夫控除(寡婦控除と同額)で算出。

●配偶者控除・配偶者特別控除人的控除比較一覧

(単位：万円)

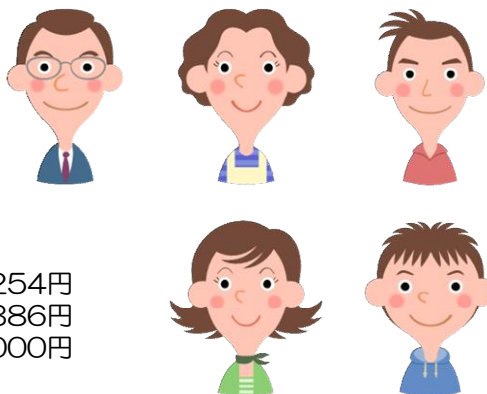
納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額					
配偶者 控除	一 般		5	4	2
	老 人		10	6	3
特別 控除	48万円超 50万円未満		5	4	2
	50万円以上 55万円未満		3	2	1

※納税義務者の合計所得が1,000万円超は適用外

市民税・県民税・森林環境税の計算例(給与所得者の場合)

●Aさん(43歳)の場合

- 家族 妻(40歳)パート収入80万円
子ども(19歳)
子ども(16歳)
子ども(12歳)



- 給与収入額 6,512,254円
●社会保険料支払額 564,386円
●生命保険料支払額 144,000円
(旧契約：H23.12.31までの契約)
●地震保険料支払額 4,000円

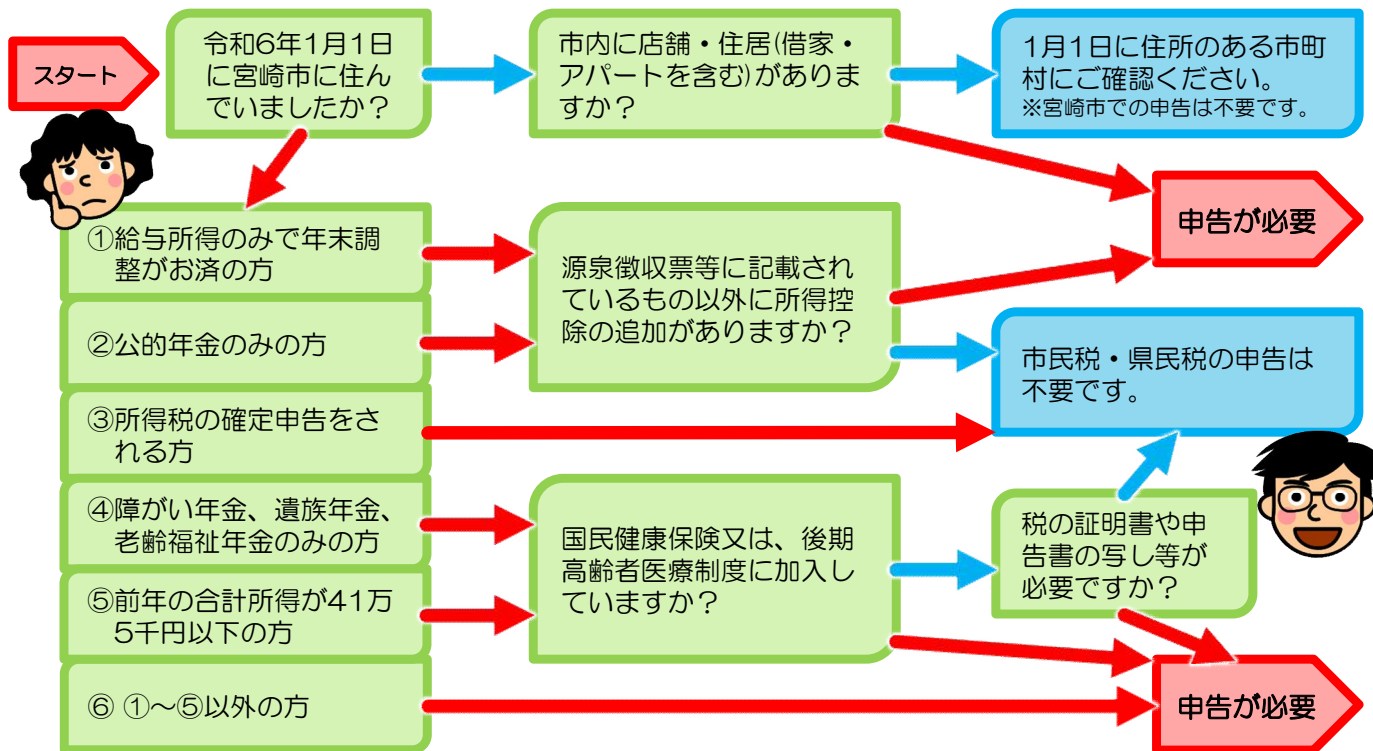
所得金額(7ページ参照)	4,769,600円	・・・①
所得控除		
社会保険料控除	564,386円	(全額)
生命保険料控除	35,000円	(限度額)
地震保険料控除	2,000円	(9ページ参照)
配偶者控除	330,000円	(9ページ参照)
扶養控除 450,000円 + 330,000円 + 0円 =	780,000円	(10ページ参照)
基礎控除	430,000円	(10ページ参照)
合 計	2,141,386円	・・・②
課税所得金額	① - ② = 2,628,214円(1,000円未満切捨て)	2,628,000円 ・・・③
市民税所得割額	2,628,000円 × 6% =	157,680円 ・・・④
県民税所得割額	2,628,000円 × 4% =	105,120円 ・・・⑤
調整控除額	市民税・県民税と所得税との人的控除の差額の合計	330,000円 ・・・⑥
(14ページ参照)	配偶者控除分 50,000円 扶養控除分 180,000円(特定扶養) + 50,000円(一般扶養) 230,000円 基礎控除分 50,000円	
	[⑥ - (③ - 200万円)] × 5%	2,500円 ・・・⑦
	マイナスとなるため最低額【2,500円】が控除額となる	
市民税調整控除	⑦ × 3/5 =	1,500円 ・・・⑧
県民税調整控除	⑦ × 2/5 =	1,000円 ・・・⑨
市民税定額減税	10,000円 × 5名 × 3/5 =	30,000円 ・・・⑩
県民税定額減税	10,000円 × 5名 × 2/5 =	20,000円 ・・・⑪
市民税額	④ - ⑧ - ⑩ + 3,000円(市民税均等割)	129,100円 ・・・⑫
		100円未満切捨て
県民税額	⑤ - ⑨ - ⑪ + 1,500円(県民税均等割)	85,600円 ・・・⑬
		100円未満切捨て
森林環境税額		1,000円 ・・・⑭
市民税・県民税額	⑫ + ⑬ + ⑭	215,700円

(12) 申告と納税

① 申告が必要な人

→ : はい

→ : いいえ



② 納税の方法

納税の方法には、普通徴収と給与特別徴収と年金特別徴収があります。

区 分	対 象(納め方)	納 期
普 通 徴 収	事業所得者などの場合には、市役所から送られてくる納税通知書や口座振替により、年4回に分けて納めていただきます。	6月、8月、10月、翌年1月
給 与 特 別 徴 収	給与所得者は、給与の支払者(会社等)が市役所からの通知書に基づいて、毎月(6月から翌年5月)の給与から税額を差し引き、会社で取りまとめて納めていただきます。	徴収した月の翌月10日まで
年 金 特 別 徴 収	65歳以上の公的年金受給者の公的年金等に係る市民税・県民税については、年金保険者が公的年金から差し引きを行い納めていただきます(初年度は10月から開始)。	4月、6月、8月、10月、12月、 翌年2月 ※納期限 翌月10日

③ 年の途中で退職した場合

給与所得者で、特別徴収されていた人が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、特別徴収できなくなった残りの税額は、次の場合を除き普通徴収(個人)で納めていただきます。

ア その人が前の会社を退職される時に、新しい会社に再就職が決まっており、その会社で引き続き特別徴収を希望する場合。

イ 退職時に、退職金等から残りの税額をまとめて納付(一括徴収)することを申し出た場合。

【1月1日から4月30日までの退職者は申し出がなくても一括徴収されます。】

※いずれも会社からの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。



市税についての疑問・質問

市民税について

Q 私の夫は、令和5年の11月に死亡しましたが、令和5年中に夫が得た所得に対する市民税・県民税・森林環境税はどうなるのでしょうか？

A 市民税・県民税・森林環境税は、毎年1月1日現在で市に住所を有する個人に対して、その所在地の市が課税することになっています。
したがって、令和5年中に亡くなられた方に対しては、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

年金収入だけの場合

Q 私の収入は年金ですが、申告は必要でしょうか？

A 公的年金のみの収入であれば、申告の必要はありません。しかし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受ける場合は、申告が必要になります。
また、年金から所得税が源泉徴収されている方については、税務署で確定申告すれば、所得税が還付になる場合があります。

(13) 税制改正に伴う個人市民税の改正点(年度は税額に適用される年度)

改正内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①住宅借入金等特別税額控除制度の改正	拡 充	拡 充	
【令和5年度】 所得税において、住宅ローン控除の特例の延長(令和4年～令和7年入居が対象)等の措置が講じられることに伴い、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する措置を講じます。 控除限度額については、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)から5%(最高97,500円)に引き下げられます。 【令和6年度】 令和6年度限りの措置として、所得税において、子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額について上乗せを行うなど、住宅ローン控除の拡充が講じられることに伴い、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する措置を講じます。			
②雑所得内の区分の見直し	改 正		
働き方改革の推進、新分野の経済活動の拡大をうけ、雑所得内の区分に「業務に係る雑所得」が追加されます。 これに伴い、雑所得は ・ 公的年金等の雑所得 ・ 業務に係る雑所得 ・ その他の雑所得 の3つに区分されます。			
③上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更		改 正	
上場株式等に係る配当所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、この改正により、所得税で選択した課税方式が個人住民税でも用いられることとなります。			
④森林環境税(国税)の創設		創 設	
森林整備が課題となっていることを踏まえ、個人住民税の均等割と併せて年額1,000円が国税として課税されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。 なお、平成26年度に施行された「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に伴う個人住民税の均等割の税率引き上げ(年額1,000円)は、令和5年度で終了しました。			
⑤特別税額控除(定額減税)の実施		実 施	実 施
【令和6年度】 令和6年度課税の個人住民税について、所得割額から、納税義務者、国内に居住している控除対象配偶者および扶養親族1人につき、1万円の減税を実施します(納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限ります)。実施方法は次のとおりです。 ● 給与特別徴収・・・令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収。 ● 普通徴収・・・・・・「定額減税「前」の年税額」をもとに算出した第1期分の税額から減税。 減税しきれない場合は、第2期以降の税額から順次減税し徴収。 ● 年金特別徴収・・・「定額減税「前」の年税額」をもとに算出した令和6年10月分の税額から減税。 減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から順次減税し徴収。 【令和7年度】 令和7年度課税の個人住民税において、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、1万円の定額減税が行われます。			

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所等がある法人にかかる税金です。均等割(従業者数及び資本金等の額で区分)と法人税割(法人税(国税)に一定率を乗じたもの)の合計になります。



均等割(年額)

資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、政令に基づいて算定した純資産額)	宮崎市の従業者数	
	50人を超えるもの	50人以下のもの
①資本金等の額が50億円を超える法人	3,000,000円	410,000円
②資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,750,000円	410,000円
③資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	400,000円	160,000円
④資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	150,000円	130,000円
⑤資本金等の額が1千万円以下の法人	120,000円	50,000円
⑥上記以外の法人	50,000円	

○均等割額の算定における従業者数の計算式

当該申告の算定期間の末日(中間申告の場合は事業年度開始の日から6月が経過した日・それ以外の申告の場合は事業年度終了の日)時点での従業者数となります。
ただし、アルバイト・パートタイマー・日雇者(アルバイト等という)については、そのまま人数を数えず、計算の特例があります。

＜特例の計算式＞
原則

$$\frac{\text{算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数}}{170}$$

※算定期間が月の途中である場合など、詳細については宮崎市HPにて「法人市民税の概要」と検索のうえ確認してください。

スマートフォン用QR



Q & A	1章
未来を創造する 太陽都市	2章
市民税 (法人)	3章
市税の納付	4章
市税の窓口	5章
住民税について	
国税・県税の あらし	

法人税割

課税標準となる法人税額(※) × 税率

事業年度	税率
令和元年10月1日以降に開始する事業年度分	8.4%
平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分	12.1%
平成26年9月30日までに開始する事業年度分	14.7%

(※)市外にも事務所等がある場合には、市町村ごとの従業者数で按分します。

(合併に伴う経過措置について)

旧田野町・旧高岡町域については、平成23年3月31日までに終了する事業年度分まで、旧清武町域については、平成27年3月31日までに終了する事業年度分まで、税率12.3%を適用します。

ただし、旧清武町域について、平成26年10月1日以降に開始し、平成27年3月31日までに終了する事業年度分については、税率9.7%を適用します。

申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後の一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています(これを申告納付といいます)。

区 分	申告納付期限等
中間(予定)申告	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内です。 申告納付額は、(1)又は(2)の額です。 (1)均等割額(年額)の1/2の額と前事業年度の法人税割額の1/2の額との合計額(予定申告) (2)均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額(中間申告)
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2月以内です。 申告納付額は、均等割と法人税割との合計額です。なお、当該事業年度について、すでに中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額になります。

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産(これらを固定資産といいます。)に対して課税されます。

1 納税義務者

毎年、1月1日(賦課期日)現在で、市内に固定資産を所有している人です。ここでいう所有者とは、

土地	登記簿又は土地補充課税台帳
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳
償却資産	償却資産課税台帳



にそれぞれ登記又は登録されている人をいいます。

(注) 売買などによって実際の所有者の変更があったときでも、登記簿などの名義変更が1月1日現在で完了していなければ、そのまま旧所有者が納税義務者になります。

2 税額の計算方法

$$\text{固定資産税} = \text{課税標準額} \times \text{税率(1.4\%)}$$

3 課税標準額

固定資産税を算出するうえで基礎となる額です。

土地・家屋の評価は、固定資産評価基準にしたがって3年ごとに評価替えを行い、地目の変更、家屋の増改築などがあった場合を除き、その価格を3年間据え置きます。

原則として、この価格(評価額)が課税標準額となります。

土地については、平成6年度の評価替えで地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化が図られた結果、評価額が大幅に上昇しましたが、税負担が急増しないよう、なだらかに課税標準額を上昇させる調整措置が講じられました。

さらに、平成18年度(評価替年度)から負担水準(評価額に対する課税標準額の割合)が高い土地については、その税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、負担水準の均衡化を一層促進する調整措置が講じられ、これが現在も継続しています。

償却資産については、毎年個々の事業者から申告された資産の取得価額を基礎とし、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して毎年評価額を決定し、原則としてこの評価額が課税標準額となります。

家屋の新築や取り壊しなどの届け出

家屋を新築したり、増築、改築、取り壊したりした場合は、必ず資産税課まで届け出てください。

ただし、法務局に登記の手続きをした人は、届け出の必要はありません。

4 免税点

市内で同一人が所有する土地・家屋・償却資産ごとの課税標準額の合計額が次の額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地 …… 30万円

家屋 …… 20万円

償却資産 …… 150万円

5 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧

納税者に自己の土地または家屋の評価額と、近傍の他の土地や家屋の評価額の比較をして、適正かどうかを判断していただくために、毎年土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

また、ご自分の資産は、固定資産課税台帳の閲覧で確認できます(縦覧期間中は、現年度分について無料で閲覧できます。)

なお、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等の登録を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

ただし、評価替えの年度以外の年度については、土地の地目の変更や家屋の新築、増改築があった場合などを除き、審査の申出をすることはできません。

縦覧期間 …… 4月1日から当該年度の最初の納期限日まで

縦覧できる人 …… 宮崎市固定資産税納税者(実際に固定資産税が課税されている方)

閲覧できる人 …… 宮崎市固定資産税納税義務者(固定資産の所有者)、借地・借家人等

※縦覧期間は、前もって「市広報」等でお知らせします。

6 課税の仕組み

土地に対する課税

(1) 評価の仕組み

固定資産評価基準によって、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

●地目

地目は、田、畑(併せて「農地」といいます。)、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目によります。

●地積

地積は、原則として登記簿に登録されている地積によります。



地目別の評価方法

ア 宅地の評価方法

道路・家屋の疎密度、公共施設等からの距離、
その他宅地の利用上の便を考慮して地区・区域
を区分

主な街路の選定

標準宅地(奥行、間口、形状等が標準的なもの)の選定

主な街路の路線価の付設

その他の街路の路線価の付設

地区・地域内の各筆の評価



地価公示価格、都道府県地価調査
価格及び鑑定評価価格の活用

街路の状況等を主要な街路の状況等と比較考慮
して付設します。

付設された路線価を基に、一画地の宅地ごとに
評価額を算出します。一画地は原則として一筆の
宅地ですが、利用状況によっては二筆以上の宅地
を合わせて一画地とし、又は一筆の一部をもって一画地とします。

宅地の評価は、平成6年度の評価替えから地価公示価格の7割を目処に均衡化・適正化を図っています。

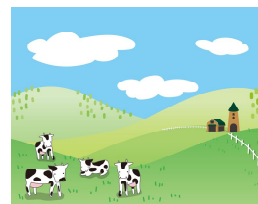
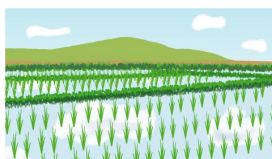
イ 農地、山林の評価方法

状況の類似する地域ごとに、標準的な田・畑・山林を選定し、その適正な時価(その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素等があれば、それに相当する価額を控除した価格)に比準して評価します。

ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する付近の宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

ウ 牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価します。



●路線価等の公開

納税者に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。

また、標準宅地の所在や全国の路線価が、(一財)資産評価システム研究センターのホームページにて公開されています。

全国地価マップ(<https://www.chikamap.jp/>)

スマートフォン用QR



【路線価とは】

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求められます。

【標準宅地とは】

標準宅地とは、状況の類似した地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格等を基にして求められ、その他の街路については、主要な街路の路線価を基にして街路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。

(2) 住宅用地に係る課税標準の特例措置

住宅用地(住宅やアパート等、人が住むための建物が建っている土地)については、家屋床面積の10倍を限度として固定資産税及び都市計画税の課税標準額に特例措置が適用されます。

住宅用地の特例は、次の二つがあります。

- 小規模住宅用地 住宅1戸当たり200㎡までの部分
- 一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地
(家屋床面積の10倍まで)

これを超える部分は非住宅用地となり、住宅用地に係る課税標準の特例措置の対象にはなりません。課税標準の特例措置は、次の表のようになっています。

区 分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	評価額の1/6	評価額の1/3
一般住宅用地	評価額の1/3	評価額の2/3



なお、住宅用地は家屋の床面積における居住部分の割合で求め、特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家屋の種類		居住部分の割合	住宅用地の率
専用住宅		全 部	1.0
併用住宅	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	1/4以上 1/2未満	0.5
		1/2以上 3/4未満	0.75
		3/4以上	1.0
	上記以外の併用住宅	1/4以上 1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0

- 専用住宅 全て居住用の家屋
- 併用住宅 店舗や事務所の一部に居住部分が存在する家屋

(3) 宅地の税負担の調整措置

平成6年度に評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが行われたため、本市においても、それまで地価公示価格等の1割から2割の評価だった宅地の評価額が急激に上がることとなりました。

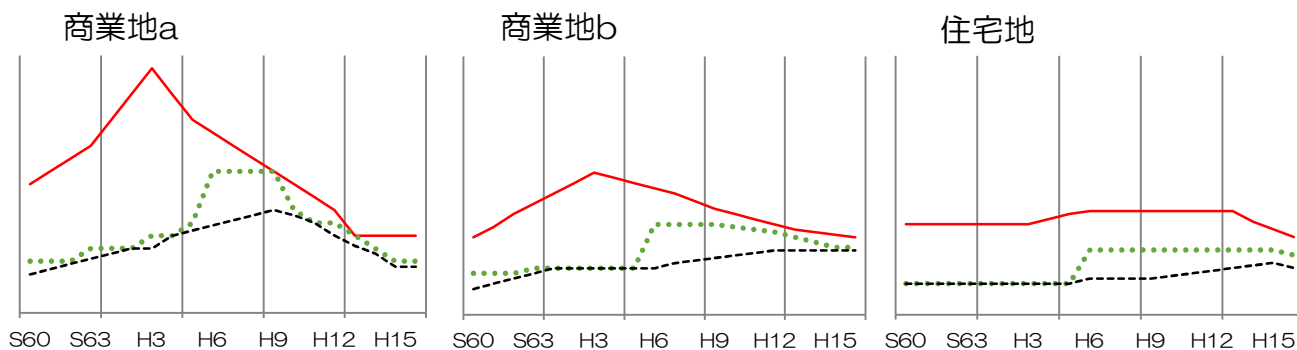
この評価替えによって税負担が急増しないようにするために、評価額の上昇割合に応じてなだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられることになりました。

しかし、このことにより評価額と課税標準額との間に大きな開きが生じるとともに、評価替えによる評価額の上昇が大きかった土地ほど負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が低いという状況が生まれました。

そこで、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

このような宅地の税負担の調整措置を図示すると、下の図(固定資産評価額と課税標準額の関係)のようになります。

[評価額と課税標準額の関係] ※負担水準が低い土地は、評価額が下がっても税額は増えていきます。



凡例(㎡当たり)

— 地価公示価格等 固定資産評価額 - - - - - 課税標準額(税額の基になる数字)

- 負担水準 …… 個々の宅地の課税標準額が評価額に対して、どの程度まで達しているかを示すもので次の算式によって求められます。

負担水準

$$= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}(1/3 \text{ 又は } 1/6)}$$

※小規模住宅用地、一般住宅用地については、評価額に住宅用地の特例率(小規模住宅用地：1/6、一般住宅用地：1/3)を乗じます。

さらに、平成18年度(評価替年度)から、負担水準(評価額に対する課税標準額の割合)が高い土地については、その税負担を引き続き抑制する一方、負担水準が低い土地については、負担水準の均衡化を一層促進する調整措置が講じられ、これが現在も継続しています。

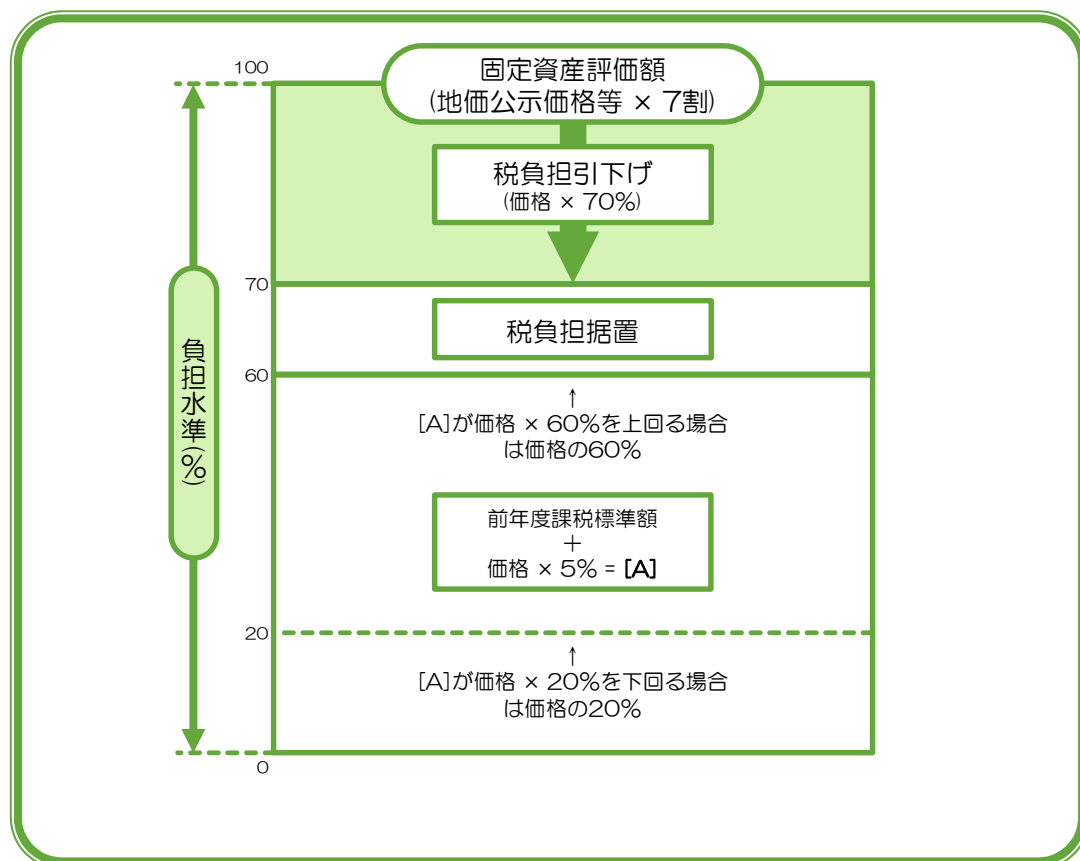
●商業地等の宅地(住宅用地以外)

令和6年度の負担調整措置は次のようになっています。

①負担水準が70%を超える場合	評価額の70%に課税標準額を引き下げる
②負担水準が60%以上 70%以下の場合	前年度課税標準額に据え置く
③負担水準が60%未満の場合	前年度課税標準額 + 評価額 × 5%・・・[A]

※ただし、上記[A]により計算した額が評価額の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。

令和6年度の負担調整措置を図で示すと以下のようになります。



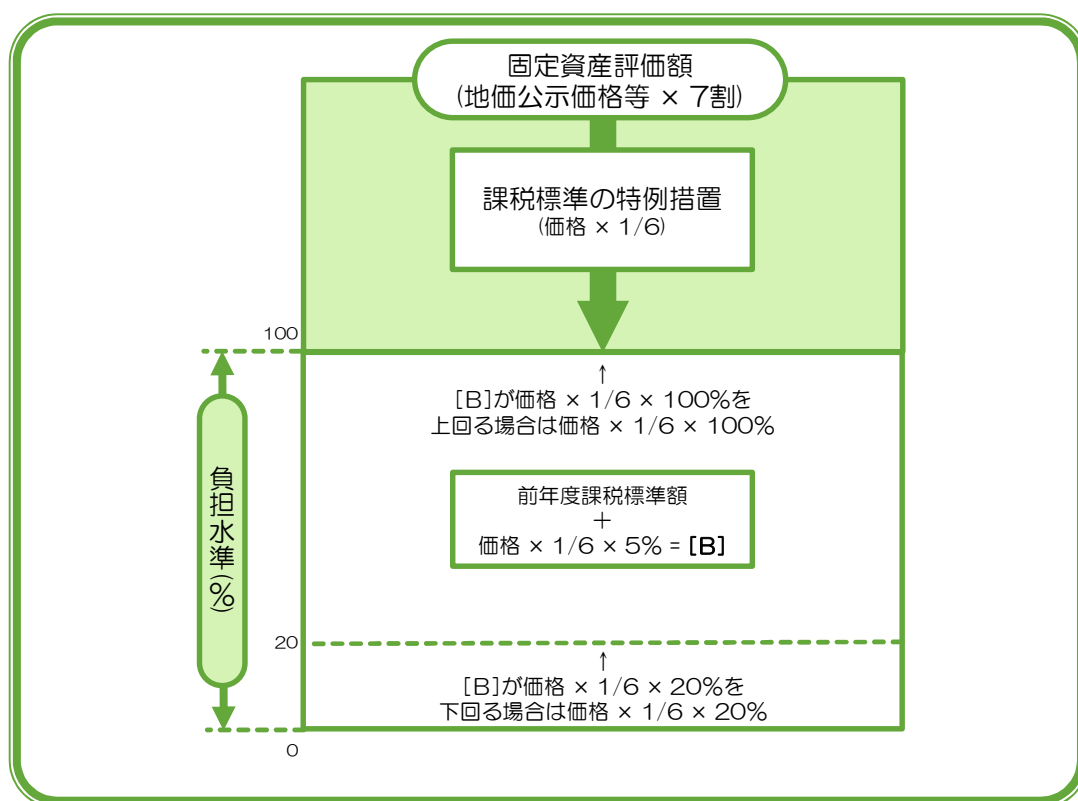
●住宅用地

令和6年度の負担調整措置は次のようになっています。

①負担水準が100%を超える場合	評価額 × 1/6(200㎡を超える住宅用地部分は1/3)に課税標準額を引き下げる
②負担水準が100%未満の場合	前年度課税標準額 + 評価額 × 1/6(200㎡を超える住宅用地部分は1/3) × 5%・・・[B]

※ただし、上記[B]により計算した額が評価額×1/6(200㎡を超える住宅用地部分は1/3)の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。

令和6年度の小規模住宅用地の負担調整措置を図で示すと以下ようになります。



●農地の税負担の調整措置

前年度課税標準額に負担水準に応じた調整率を乗じたものが今年度の課税標準額となります。

負担水準	調整率	
90%以上	1.025	前年度課税標準額 × 調整率
80%以上 90%未満	1.05	
70%以上 80%未満	1.075	
70%未満	1.10	

家屋に対する課税



(1) 評価の仕組み

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

評価額



再建築価格



経年減点補正率

再 建 築 価 格

...

評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率

...

家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

家屋の評価替えは3年ごとに行います。評価額は、上記の計算式で算出しますが、その額が評価替え前の価格を超える場合は、評価額は評価替え前の価格に据え置かれます。

(2) 新築住宅に対する減額措置

新築された住宅やマンションなどの住宅用家屋のうち、次の要件を満たすものは、新築後一定期間、住宅部分の固定資産税の税額が減額されます。

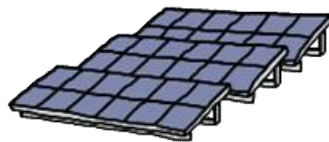
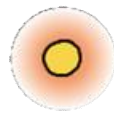
区 分	要 件
住 宅 割 合	専用住宅や居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅
床 面 積 (併用住宅にあっては居住部分の床面積)	50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下 (注)分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。
減 額 さ れ る 範 囲	新築された住宅用家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)のみ。併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。 住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。
減 額 さ れ る 額	減額対象に相当する固定資産税の2分の1を減額
減 額 さ れ る 期 間	一般住宅分・・・新築後3年度分 (3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分) 長期優良住宅分(注)・・・新築後5年度分 (3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分) (注)市町村へ申告書の提出が要件

※住宅の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、長期優良住宅改修工事、マンションの長寿命化工事を行った場合、それぞれの要件を満たせば固定資産税が一部減額される制度があります。詳しくは資産税課までお問い合わせください。

償却資産に対する課税

(1) 評価の仕組み

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。



(2) 償却資産の申告対象となるもの

法人や個人で営業・不動産・農業などの事業を営んでいる方が、その事業のために所有している構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具器具及び備品などの事業用の資産が対象となります。

ただし、使用可能期間が1年未満の資産や、取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入するもの及び取得価額が20万円未満の資産を3年間で一括して均等償却する資産(※)、自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)対象の車両、無形減価償却資産(例：ソフトウェア)などは対象となりません。

※貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除きます。

●対象となる償却資産の例

資産の種類		主な償却資産の例示
① 構築物	構 築 物	門、塀、構内舗装・駐車場舗装、側溝、貯水池、屋外排水溝、屋上広告塔、看板、独立キャノピー、庭園、花壇、緑化施設、その他土地に定着した土木設備、堆肥舎、畜舎、ビニールハウスなど
	建 物 附 属 設 備	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、LAN設備、屋外給排水・ガス引込み設備、簡易間仕切り、日除け設備、中央監視制御装置、貯水槽、生産事業(製造・加工・修理等)の工程上必要な設備、建物から独立した設備、賃借人(テナント)が施工した内部造作など
②	機 械 及 び 装 置	太陽光発電設備、工作機械、土木機械、印刷機械、製造加工機械、ポンプ、モーター、厨房機器、機械式駐車場(ターンテーブルを含む。)、洗車業用設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械(クレーン等)、農業用機械、農業用ドローンなど
③	船 舶	貨物船、釣船、客船、漁船、タンカー、ボート、はしけなど
④	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の課税対象とならないものに限る。)、台車など
⑥	工 具、器 具 及 び 備 品	自動販売機、事務机、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、レジスター、テレビ、カラオケ、ファクシミリ、壁掛型ルームエアコン、陳列ケース、冷蔵庫、洗濯機、医療機器、測定工具、検査工具、理・美容機器、農業用器具、空撮用ドローンなど

(3) 申告について

上記の償却資産を所有する事業者の方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況について、1月31日(土日の場合は翌開庁日)までに申告していただくことになっています。

【申告書提出先】

- ・ 市役所 資産税課 償却資産係 (第3庁舎 2階)
- ・ 総合支所 地域市民福祉課 市民福祉係 (佐土原、田野、高岡、清武)

都市計画税

都市計画税は、快適なまちづくりのための都市計画事業(公園・道路・下水道などの整備)や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、市街化区域(旧田野町域では用途地域)内の土地・家屋に対して課税されます。

1 納税義務者

毎年1月1日(賦課期日)現在で、市街化区域(旧田野町域では用途地域)に所在する土地・家屋を所有している人です。



2 税額の計算方法

$$\text{都市計画税} = \text{課税標準額} \times \text{税率(0.2\%)}$$

3 課税標準額

家屋の課税標準額は、固定資産税と同じ評価額です。
土地の課税標準額は、固定資産税と同様の負担調整措置がとられています。

4 免税点

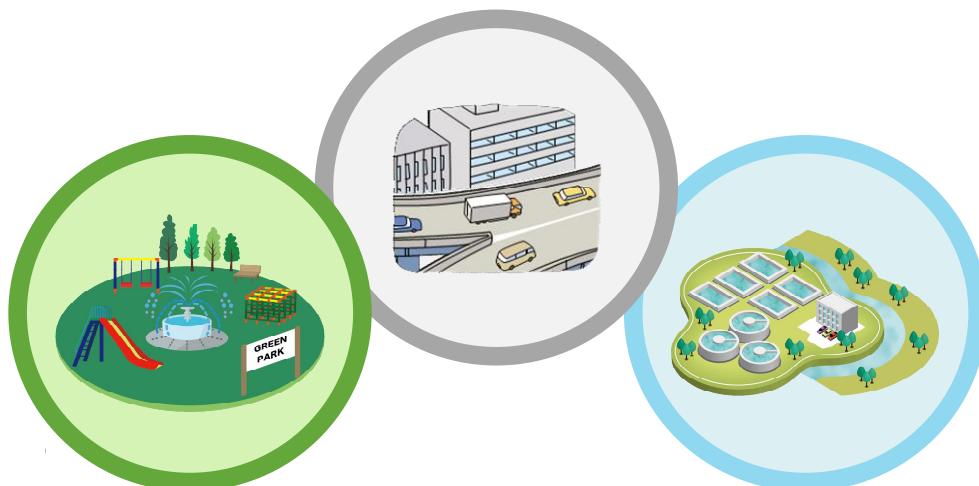
固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税も課税されません。

土地・・・30万円

家屋・・・20万円

5 納付の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。





市税についての疑問・質問

固定資産税について

Q 私は、昨年12月に土地と家屋を売り、今年1月中旬に所有権移転登記を済ませたのですが、今年度の固定資産税はどうなりますか？

A 固定資産税の納税義務者は、地方税法の規定により1月1日現在の登記簿に所有者として登記されている人になります。

あなたの場合、今年の1月1日現在の登記簿には、所有者として登記されていますので、すでに売却したものであっても今年度の固定資産税は全額あなたに課税されます。

なお、土地や家屋を売買した場合、税金の負担方法は、売主と買主の間で取り決められることもありますので、もう一度契約書などで確認してください。

土地の評価額が下がったのに、税額が高くなった

Q 私の土地の評価額は下がってるが、税額は高くなっているのはなぜ？

A 平成6年度(評価替年度)の税制改正で固定資産税の評価額は、公示価格の7割程度と大幅に引き上げられました。この評価額をそのまま税額算定の基礎とすると税額も大幅に上がることになります。

そこで、従来の課税標準額を基礎として、毎年徐々に評価額に近づける調整をしています。

あなたの場合は、土地の評価額が下がっても、課税標準額が評価額に追いついていないので、税額は少しずつ上昇することになります。

同じ土地なのに税額が違う

Q 私は将来、家を建てるために土地を購入しましたが、その隣に住んでいる知人の家の敷地(面積は同じ)と比べて、固定資産税が高くなっています。なぜでしょうか？

A 住宅用地の固定資産税については、住宅政策の一環として税負担が軽減されており、評価額の6分の1(200㎡を超える部分については3分の1)の額を限度として課税することになっています。

あなたの土地は、現在空き地ですから、この特例が受けられませんので、知人の方の土地よりも税額が高くなるわけです。

なお、この特例は、1月1日現在に人の居住する家屋の敷地に利用されている土地に適用されます。



市税についての疑問・質問

家屋が古くなるのに固定資産税が下がらない

Q 私の住んでいる家屋は、年々古くなっているのに固定資産税が下がらないときがあるようです。なぜでしょうか？

A 家屋の評価額の計算方法は、評価の時点でその家屋と同じようなものを新築するとした場合に、いくらかかるかという価格(再建築価格)を求め、これに建ったときから何年過ぎたかによって生じる減価率(経年減点補正率)を乗じて家屋の評価額を求めます。

しかし、建築当時の古い評価基準と、現在の新しい評価基準との間には、通常、かなりの建築物価の上昇が見られるため、新しい評価基準で再計算し経年減点補正を行っても評価額が上昇するケースがあります。

このように、建築当時の評価額を上回る場合には、通常、評価替え前の評価額に据え置かれます。

このことから、古いからといって必ずしも下がることにはなりません。

固定資産税が急に高くなった

Q 私は、令和2年2月に木造二階建て住宅を新築しましたが、令和6年度分から、固定資産税の額が急に高くなりました。なぜでしょうか？

A 住宅の新築促進を図るために、新築の一般住宅やマンション等の居住用家屋で一定の要件にあたる時は、住宅部分(1戸当たり120㎡まで)の税額が2分の1に減額されます。

減額される期間は、新たに課税される年度から3年間です。なお、3階建以上の中高層耐火建築物等(例：鉄筋コンクリート造マンション)は5年間です。

あなたの場合は、令和3年度から課税が始まり、令和5年度までの3年間に付いて税額が2分の1に減額されていましたが、この減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

償却資産の申告について

Q なぜ、償却資産は毎年申告しないといけないのでしょうか？

A 地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産を申告しなければならないとされています。

償却資産については、土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるため、このような制度となっています。



市税についての疑問・質問

償却資産の非課税や課税標準の特例について

Q 非課税となる償却資産や、課税標準の特例が認められる資産もあるのでしょうか？

A 例えば、一定の要件を満たす組合・団体の事務所及び倉庫に通常設備される比較的軽易な器具・備品や、社会福祉法人が老人福祉施設の用に供する資産など、地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する償却資産については非課税となります。

また、一定の要件を満たす船舶や先端設備など、同法第349条の3及び同法附則第15条から第15条の3に規定する固定資産については、それぞれ定められた特例率に応じて課税標準額が軽減されます。

リース資産について

Q リース資産があるのですが、償却資産の申告対象となるのでしょうか？

A リース資産については、原則として所有者であるリース会社が納税義務者となります。

ただし、リース会社の所有権が形式的なものに過ぎず、所有権の移転が当初から決まっているようなリース取引による資産については、実質的な買主である賃借人の方から申告していただくことになります。

軽自動車税

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)に対して課税されます(地方税法第443条、市税条例第81条)。



1 納税義務者

毎年4月1日(賦課期日)現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している人です。

したがって、4月1日に所有者であれば4月2日以降に廃車や譲渡手続をされた場合においても、その年度の納税義務があります。一方、4月2日以降に軽自動車等を取得した場合は、その年度の納税義務はありません。

2 軽自動車税(種別割)の税率及び手続場所

税率及び登録・廃車・名義変更等の手続きの場所は、下記のとおりです。

	車 種		税 額 (年 額)	手続場所
原動機付 自転車	50cc以下		2,000円	宮崎市役所市民税課 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 ☎0985-21-1742 又は、各総合支所地域市民福祉課、 各地域センター
	50ccを超え90cc以下		2,000円	
	90ccを超え125cc以下		2,400円	
	ミニカー		3,700円	
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400円	
	その他(特殊)		5,900円	
軽自動車	二輪(125ccを超え 250cc以下のもの)		3,600円	宮崎運輸支局 〒880-0925 宮崎市大字本郷北方2735番地3 ☎050-5540-2088
	三輪		※3,900円	軽自動車検査協会 宮崎事務所 〒880-0925 宮崎市大字本郷北方2729番地4 ☎050-3816-1760
	四輪乗用	営業用	※6,900円	
		自家用	※10,800円	
	四輪貨物	営業用	※3,800円	
		自家用	※5,000円	
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)			6,000円	宮崎運輸支局 〒880-0925 宮崎市大字本郷北方2735番地3 ☎050-5540-2088

※初度検査年月や環境性能(車検証に記載)に応じて、別の税率が適用されます(P36参照)。
他人に手続きを依頼したときは手続完了の確認を忘れずに！！

3 減免

身体障がい者手帳などを持っている人のために使用される軽自動車等は、一定の要件に該当する場合、納税義務者の申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。減免は普通自動車も含めて一人につき一台です。対象となるのは、身体障がい者手帳(障がいの等級により減免)、療育手帳(A・B)、精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)などの交付を受けており、次の①及び②の条件を満たす人です。

- ① 納税義務者が、障がい者本人、または、生計同一者
- ② ①の車両の運転者が、障がい者本人、生計同一者、または、常時介護者

●申請の方法

下記のものをご持参のうえ、納期限(5/31)までに市役所の市民税課又は各総合支所へ申請ください。(5/31が閉庁日の場合は、翌開庁日まで)

持 参 す る も の

- 車検証
- 運転者の運転免許証
- 届出者の本人確認書類
- 「身体障がい者手帳」「療育手帳」「戦傷病者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」
- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 納税義務者のマイナンバーが確認できる書類
- 生計同一者が納税義務者または運転者で、障がい者と別居の場合は、生計が同一であることを確認できる書類
- 常時介護者運転の場合は、障がい者との契約関係等が確認できる書類

※減免する年度の4月1日(賦課期日)現在において、対象となる等級に該当していなければなりません。
※手帳の等級・使用の状況等によっては減免を受けることができない場合があります。あらかじめ市民税課にお問い合わせください。

※身体障がい者のために改造されている軽自動車(車椅子用スロープ付等)の所有者にも減免の制度があります。申請に必要なものについては、市民税課にお問い合わせください。

4 納税の方法

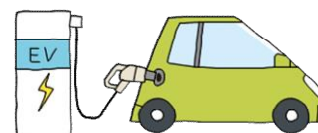
5月初めに市から送付する納税通知書により5月31日(31日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までに納めていただくことになっています。

※軽自動車税(種別割)を口座振替で納めていただいている人は、5月20日(20日が休日等の場合は金融機関の翌営業日)に口座振替いたします。

5 軽自動車税(環境性能割)

平成28年度税制改正により、令和元年10月1日より従来の自動車取得税に代わり軽自動車税(環境性能割)が創設されました。

軽自動車(二輪車・特殊自動車を除く)を取得した人に対して課税され、当面は従来の自動車取得税と同様に県が市に代わり徴収します。



【1】三輪及び四輪の軽自動車(令和6年度 4月1日課税の場合)

区 分			税率(年額)			
			初度検査年月が H27.4.1～ R5.3.31又は R6.4.1の車両	初度検査年月が R5.4.1～ R6.3.31の車両	初度検査年月が H23.3.31以前の 車両※	初度検査年月が H23.4.1～ H27.3.31の車両
三 輪			3,900円	【2】の とおり	4,600円	3,100円
四 輪 以 上	乗 用	営業用	6,900円		8,200円	5,500円
		自家用	10,800円		12,900円	7,200円
	貨 物	営業用	3,800円		4,500円	3,000円
		自家用	5,000円		6,000円	4,000円

※の税率は初度検査年月から13年経過した車両に適用されます。

【2】三輪及び四輪の軽自動車のうち、初度検査年月が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について令和6年度分の軽自動車税(種別割)を軽減します。

区 分		電気自動車及び 天然ガス自動車 ※1	※2かつ R2年度燃費基準かつ R12年度燃費基準 90%達成車 (乗用・営業用)	※2かつ R2年度燃費基準かつ R12年度燃費基準 70%達成車 (乗用・営業用)	左記以外の 車両
軽減割合		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減	軽減なし
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
四輪以上 軽乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	自家用	2,700円	該当なし		10,800円
四輪以上 軽貨物	営業用	1,000円			3,800円
	自家用	1,300円			5,000円

※1 天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合のもの。

※2 平成30年排出ガス規制50%低減達成、又は、平成17年排出ガス規制75%低減達成したもの。



市税についての疑問・質問

軽自動車税(種別割)

Q 軽自動車を廃車したのに納税通知書が届いたのですが？

A 廃車の手続きをされたのはいつですか？
 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で所有している人に課税されます。そのため、4月2日以降に廃車をしても、その年度の税金は納めていただくことになります。
 自動車税(種別割)と異なり、月割課税制度がございませんので、月割で還付することができません。もし、業者などの代理人へ廃車を頼まれたのであれば、いつ届出したのかを確認してください。

人に譲った車両の納税通知書

Q バイク(原動機付自転車)を人に譲ったのに納税通知書が届きました。なぜでしょうか？

A 名義変更の手続きはされましたか？手続きはいつされましたか？
 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で所有している人に課税されますので、名義変更の手続きをされたのが4月2日以降であれば、旧所有者に対して課税されます。
 まだ手続きがお済みでない場合は、早めに市民税課又は、各総合支所・各地域センターで手続きを済ませてください。

車両の盗難

Q バイク(原動機付自転車)が盗難に遭い、ナンバープレートもありません。どうしたらいいのでしょうか？

A まず、お近くの警察に盗難届を提出してください。
 その後、市民税課又は、各総合支所・各地域センターで廃車の手続きをしてください(届出者の本人確認書類、盗難届の受理番号が必要)。
 そのままにしておかれますと、いつまでも税金がかかることになります。
 もし、バイク(原動機付自転車)が見つかった際に、ナンバープレートが付いていれば、市民税課又は、各総合支所・各地域センターに返納してください。



市税についての疑問・質問

市外ナンバーの車両

Q 宮崎市以外のナンバーが付いているバイク(原動機付自転車)を譲ってもらったのですが、どうすればいいのでしょうか？

A ナンバープレートを外し、車名、車台番号、排気量をお調べのうえ、譲渡証明書(譲る人の住所・氏名・電話番号・「〇〇さんへ譲ります」と、譲る人が自署で記載したもの)とナンバープレートと届出者の本人確認書類を持って市民税課又は、各総合支所・各地域センターへお越しください。
宮崎市のナンバーを交付いたします。

人に譲渡した場合の手続き

Q 250ccのバイクを県外の人へ譲渡したのですが、軽自動車税(種別割)について必要な手続きがありますか？

A 125cc超 250cc以下のバイク又は、二輪の小型自動車(250cc超)については、県外へ転出した場合や県外の人へ譲渡した場合、現地の運輸支局等で変更登録の手続きを行うことになります。

その際、併せて軽自動車税(種別割)申告書を宮崎市の市民税課にも提出してください。この申告書が届かない場合は、宮崎市で軽自動車税(種別割)が課税されたままになります。

手続きを業者等に依頼する場合も含めて漏れがないように確認をしてください。

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の標識交付

Q 特定小型原動機付自転車(電動キックボード)を購入したのですが、軽自動車税(種別割)について必要な手続きがありますか？

A 市民税課の窓口にて標識(ナンバープレート)を交付しています。
お手続きの際に必要なものは、次のとおりです。

- ・ 標識交付申請書(窓口にあります)
- ・ 販売(譲渡)証明書
- ・ 届出者の本人確認書類(免許証、マイナンバーカードなど)
- ・ 特定小型原動機付自転車の要件を満たすと判断できる書類(製品カタログ、取扱説明書など)

ご不明な点は、市民税課(21-1742)までお問い合わせください。



市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者などが、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税される税金で、宮崎市内で売り渡した分が、宮崎市の収入になります(地方税法第465条、市税条例第94条の2)。



1 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者の方が納税義務者となります。

2 税率

税率(1,000本あたり)	6,552円
---------------	--------

3 税額の計算方法

税 額



売渡し本数



税 率

4 納税の方法

製造たばこの製造者などが、毎月の売渡し分をまとめて、翌月末日までに申告し、納税することとなっています。

この税金は、たばこの消費に対して課税されるため、たばこ代金(小売価格)の中に含まれます。



※1箱(20本)で580円のたばこの場合、国税・県税・市税合わせて約358円の税金が含まれています。

入湯税

入湯税は、宮崎市内の環境衛生施設や消防施設の整備、観光の振興などの費用に充てるために、鉱泉浴場(温泉)の入湯客に対して課税される税金です(地方税法第701条、市税条例第126条)。



1 納税義務者

鉱泉浴場(温泉)における「入湯客」が、納税義務者となります。

2 税率

入湯客1人1日について、150円です。

3 納税の方法

鉱泉浴場(温泉)経営者が、入湯客から特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納税することになっています。

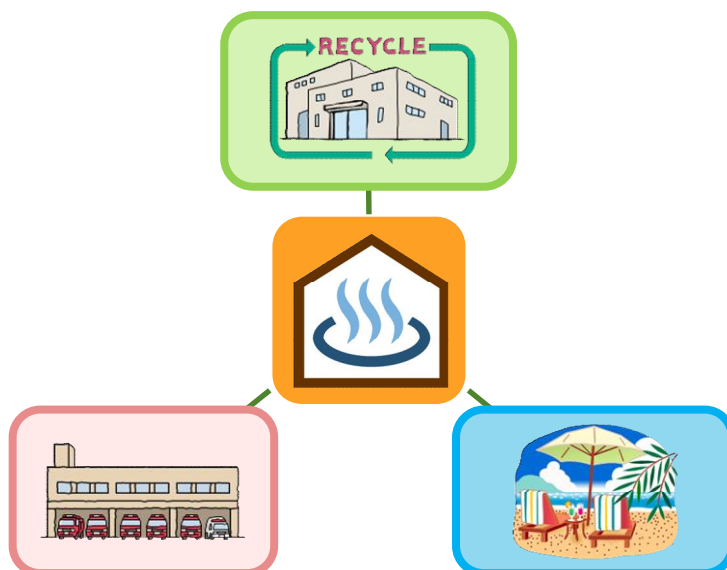
この税金は、温泉の利用(入湯)に対して課税され、入湯客が支払う温泉の入湯料金の中に含まれています。

4 入湯税の課税免除

●入湯税(150円)が免除になる方

- ① 市内にお住まいの65歳以上の方
- ② 市内にお住まいで「療育手帳」、「身体障がい者手帳」、「戦傷病者手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の交付を受けている方
- ③ 市内にお住まいで、被爆者援護法の認定を受けている方
- ④ 12歳未満の方
- ⑤ 学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加中の方
- ⑥ 利用料金が「1,100円」以下の鉱泉浴場に「日帰り」で入湯される方

※①～⑤の方は料金を支払う際に、運転免許証や各種手帳など証明できるものを受付に提示すれば、入湯税が免除されます。



事業所税

事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるために、一定規模以上の事業所等に対して課税される 目的税です(地方税法第701条の30、市税条例136条の2)。

この事業所税は、昭和50年に創設され、宮崎市においては平成8年7月1日から課税しています。



区 分		事 業 所 税	
納 税 義 務 者		事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1㎡につき600円	
	従 業 者 割	従業者給与総額の0.25%	
免 税 点	資 産 割	事業所床面積1,000㎡以下(申告は800㎡超から必要)	
	従 業 者 割	従業者数100人以下(申告は80人超から必要)	
納 税 の 方 法		申告納付	
納 付 期 限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内	
	個 人	翌年の3月15日まで	

(注1)資産割については、市内にある全ての事業所等の延床面積を合計して課税されます。

(注2)従業者割については、市内にある全ての事業所等において従業者に支払われた従業者給与総額に対して課税されます。

(注3)事業所税には、非課税、課税標準の特例及び減免等の制度があります。

鉱産税

Q & A

1章
未来を創造する
太陽都市

2章
鉱産税

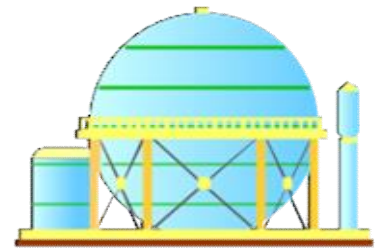
3章
市税の納付

4章
市税の窓口

住民税について

5章
国税・県税の
あらまし

鉱産税は、鉱物(鉱業法第3条に定める石油、天然ガス、石炭などの「鉱物」をいう。)の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課税される税金です(地方税法第519条、市税条例第105条)。



1 納税義務者

鉱物の掘採事業を行う業者の方が、納税義務者となります。

2 税率

鉱物の価格の1%です。

ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、毎月1日から月末までの間に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合には、0.7%となります。

3 課税標準

採掘鉱物の価格

価 格

販売金額

諸経費

4 納税の方法

当月の掘採物につき、翌月15日から翌月末日までに申告をし、納税することとなっています。

鉱業者

鉱業権を持っている者のほか、租鉱権により他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を掘採する者もいます。

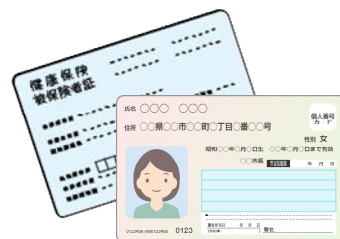
租鉱権

他人の鉱区において、鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、取得する権利をいいます。

国民健康保険税

国民健康保険税は、宮崎県へ支払う国民健康保険事業費納付金(被保険者の負傷、疾病、死亡などに対する保険給付や健康の保持増進を行うためのもの)の納付に要する費用に充てるために、世帯単位で課税される税金です。

国民健康保険に加入する人は、他の健康保険(全国健康保険協会管掌の健康保険や、企業、共済組合などの管理する健康保険)に加入していないすべての人が対象となります。



1 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が、会社勤めなどで国民健康保険の加入者でなくても、世帯内に国民健康保険加入者がいれば、その世帯主が納税義務者となります(擬制世帯主という、以下「擬主」)。

※ただし、擬主の世帯に限り、申出により納税義務者を変更することができる場合があります。

2 税額の計算方法



令和6年度 保険税率	医療保険分 0～74歳	後期高齢者支援金分 0～74歳	介護納付金分 40～64歳
所得割 × 賦課基準額	8.7%	3.0%	2.2%
均等割 × 加入人数	27,000円	9,100円	9,100円
平等割 × 1(世帯に対して)	19,800円	6,600円	5,000円
限度額 × 1(世帯あたりの上限)	65万円	24万円	17万円

●月割計算

年度途中で国民健康保険に加入	加入となった月から月割りで課税
年度途中で国民健康保険を脱退	脱退の前月までの月割りで課税

3 賦課基準額

- ・賦課基準額は、加入者それぞれの前年中の総所得金額等から、1人あたり43万円の基礎控除を差し引いた額の合計です。
- ・土地、建物等に係る「分離(長期・短期)譲渡所得」について、特別控除額のある人は特別控除額を差し引きます。
- ・退職所得は、賦課基準額に含みません。

●国民健康保険税と市民税・県民税で異なるところ

- ・肉用牛の売却による免税所得は、課税対象となります。
- ・基礎控除以外の所得控除(扶養控除・障がい者控除・社会保険料控除・医療費控除等)はありません。

●申告

- ・保険税の計算のために所得の申告が必要です。収入のなかった人や、非課税収入(遺族年金や障がい年金等)のみの人も、申告によって保険税が軽減される場合があります。
- ただし、給与収入のみで、給与支払報告書が市に提出される人等は申告は不要です。

4 軽減制度

(1) 均等割額・平等割額の軽減

4月1日(年度の途中で納税義務が発生したときは、その日)時点の世帯の総所得金額等が一定の基準以下の場合は、均等割額・平等割額が下表のように軽減されます。また、令和4年度より子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児の均等割額は、下表※のように5割軽減されます。(100円未満の端数税額は切り捨て)

区 分	国保加入者所得合計 (擬主所得含む)		医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	均等割額	8,100円 ※4,050円	2,730円 ※1,365円	2,730円
		平等割額	5,940円	1,980円	1,500円
5割軽減	43万円 +(被保険者数(擬主除く)×29.5万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	均等割額	13,500円 ※6,750円	4,550円 ※2,275円	4,550円
		平等割額	9,900円	3,300円	2,500円
2割軽減	43万円 +(被保険者数(擬主除く)×54.5万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	均等割額	21,600円 ※10,800円	7,280円 ※3,640円	7,280円
		平等割額	15,840円	5,280円	4,000円

※軽減なしの世帯の未就学児に係る均等割軽減は、医療保険分で13,500円、後期高齢者支援金分で4,550円となります。

- ① 青色専従者給与額及び事業専従者控除額又は事業専従者の給与所得とみなす収入金額は、軽減判定の際は必要経費として算入または控除しません。また、その事業から受ける給与所得はないものとして、総所得金額等を計算し、軽減判定を行います。
- ② 分離譲渡所得は、特別控除前で判定します。
- ③ 65歳以上の公的年金を受給している人は、公的年金等にかかる所得から15万円を控除して判定します。
- ④ 「給与所得者等の数」とは、一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数です。

(2) 非自発的失業者に係る軽減

倒産・解雇・雇い止め等により離職された人の保険税が申請により軽減されることがあります。

対象者

離職日において65歳未満であり、雇用保険の「特定受給資格者」、又は「特定理由離職者」として失業等給付を受ける人。
※「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄の番号が、11・12・21・22・23・31・32・33・34

内 容

離職の翌日の属する月から翌年度末までの期間、対象者の前年の給与所得を30/100とみなします。

(3) 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の軽減

- ① 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯のうち、引き続き国民健康保険に加入している人がいる場合

ア 軽減判定の際、後期高齢者医療制度へ移行した人の数と所得を含めて判定します(世帯主との関係が途切れない期間)。

イ 国民健康保険の加入者が1人となる世帯は、加入者と世帯主との関係が途切れない期間で、5年間は平等割額が半額になります。5年経過後、加入者と世帯主との関係が途切れない期間で、3年間は平等割額が4分の3になります。

- ② 職場などの健康保険に加入していた本人が、後期高齢者医療制度の被保険者となることに伴い、その65歳以上の被扶養者(以下「旧被扶養者」)が国民健康保険に加入する場合

ア 当分の間は旧被扶養者に係る所得割額がかかりません。

イ 旧被扶養者に係る均等割額を半額にします。なお、国民健康保険加入者が旧被扶養者のみの世帯は、平等割額も半額になります。ただし、7割・5割軽減世帯に該当する場合を除きます。

※均等割・平等割額の減免については、資格取得日から2年を経過するまでの間に限ります。

(4) 産前産後に係る保険税の軽減

宮崎市の国民健康保険に加入している人が出産する場合に、その人の国民健康保険税を軽減します。出産予定日の6か月前から届け出が可能です。

対象者

妊娠85日(12週)以後に出産または出産予定の人
(死産・流産・人工中絶含む)

対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間
多胎出産の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間

内 容

対象期間中の、出産する人の所得割額と均等割額が軽減されます。

5 納税の方法

区 分	対 象(納め方)	納 期
普 通 徴 収	- 口座振替 - 納付書 ※平成30年度から国民健康保険税の納付は、宮崎市国民健康保険税条例第13条第2項の規定に基づき、原則として口座振替の利用をお願いしております(口座振替による納付が困難な場合等は除きます)。	6月～翌年3月(年10回)
年 金 特 別 徴 収	以下の条件を全て満たす人 ①世帯主が国保に加入している。 ②世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満。 ③特別徴収の対象となる年金が18万円以上で、国保税と介護保険料の合計が、その年金額の2分の1を超えない。	【仮徴収】：4月、6月、8月 ⇒前年度2月と同額を徴収 【本徴収】：10月、12月、翌年2月 ⇒保険税の年額から仮徴収又は普通徴収分を除いた額を徴収

(1) 口座振替について

口座振替を利用する場合は、国民健康保険被保険者証(保険証)又は納税通知書、預貯金通帳と通帳届出印をご持参の上、宮崎市内に店舗のある金融機関窓口でお申込みください(Web口座振替受付サービスについてはP51をご参照ください。)

(2) 年金特別徴収から普通徴収の口座振替への変更について

年金特別徴収対象の人でも、「口座振替」にてお支払いいただくことができます。

国民健康保険税の口座振替お手続きの完了後、「保険税納付方法変更申出書」をご提出ください。

なお、保険税の未納がある人は、口座振替でのお支払いが認められない場合があります。





市税についての疑問・質問

年度の途中で65歳になる場合の介護保険料

Q

私は国民健康保険の被保険者で、令和6年12月5日に65歳になります。私の介護保険料はどうなるのでしょうか？

A

40歳以上65歳未満の人は、加入されている医療保険に介護保険料が上乗せされていましたが、65歳の誕生日(12月)分から医療保険での上乗せがなくなり、新たに個別に介護保険料を納めていただくことになります。

65歳の誕生月の翌月中旬に介護保険課から送られてくる介護保険料額通知書(納付書)で納めていただくことになります。令和6年度に納めていただく介護保険料は、12月(65歳に到達する月)から3月までの4か月分です。

※国民健康保険の被保険者の場合、6月に送られる国民健康保険税の納税通知書に、あらかじめ4月から11月(65歳に到達する前月)までの8か月分の保険税額で計算されていますので、年度途中での減額はありません。

参 考

誕生日の前日が属する月が65歳到達月となりますので、65歳の誕生日が月の初日(1日)の人は、誕生日の前月分から個別に介護保険料を納めていただくことになります。従って、医療保険に上乗せされている介護保険料は、誕生日の前々月分までとなります。

加入手続きが遅れた場合の国民健康保険税

Q

3月末に会社を退職し、6月に国民健康保険の加入手続きをしました。ところが、保険税は4月分から計算されているようです。4月、5月は国民健康保険被保険者証をもらっていなかったのですが、その分の保険税まで負担しなければならないのでしょうか？

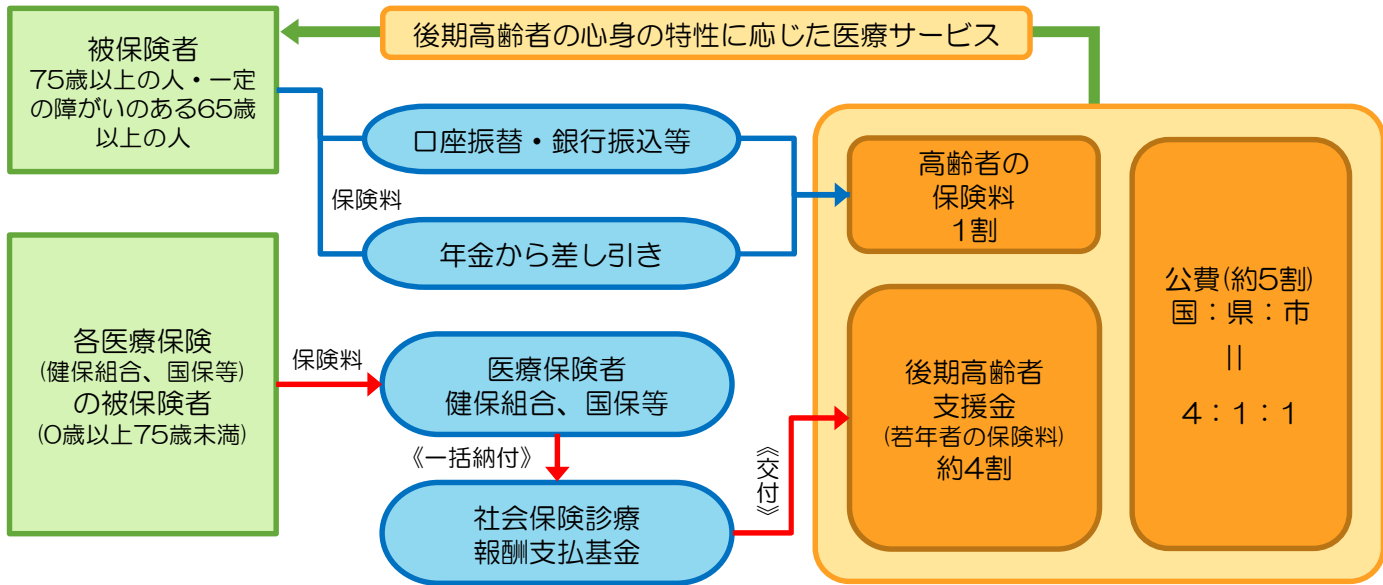
A

他の健康保険をやめたり、他の市町村から転入した場合、14日以内に国民健康保険への加入手続きをしなければなりません。国民健康保険税は加入手続きをしたときから納めればよいと考えがちですが、現在の医療保険制度では、資格のない空白期間は認められていません。

従いまして、国民健康保険の資格は、他の健康保険が適用されなくなった日、又は転入した日から発生し、保険税も届出の遅れた分を遡って負担することになります。

《参考》＝後期高齢者医療保険料＝

75歳以上の人(一定の障がいのある65歳以上75歳未満で宮崎県後期高齢者医療広域連合から認定を受けられた人を含む)が加入する後期高齢者医療制度の医療にかかる費用のうち、医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費(国、都道府県、市町村)が5割を負担、現役世代からの支援(若年者の保険料)が4割を負担し、残りの1割を加入者から保険料として納めていただきます。



●後期高齢者医療保険料

保険料は、所得に応じて加入者一人ひとりが納めます。
保険料率は2年ごとに宮崎県後期高齢者医療広域連合が定めます。

年間保険料

=

均等割額
・年51,700円

+

所得割額
・(総所得 - 基礎控除額43万円) × 10.08%

- ※一定所得以下の方は、世帯の所得に応じて均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。(世帯の状況によって、軽減されない場合もあります。)
- ※社会保険等の被用者保険の被扶養者だった人(国民健康保険だった人は該当しません)は、保険料が一部軽減されます。
- ※保険料の賦課限度額は、年額80万円です。
- ※激変緩和のため、令和6年度に限り、基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない人に係る所得割率は9.46%になります。
- また令和5年度末時点で、すでに後期高齢者医療の被保険者だった人及び障がい認定を受け令和6年度中に後期高齢者医療の被保険者となった人は、令和6年度の賦課限度額は年額73万円となります。

●納め方

年金差し引きによる納付(特別徴収)と、納付書や口座振替による納付(普通徴収)があります。

特 別 徴 収	年額18万円以上の年金を受給している人は、原則年金から差引かれます。 ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合には差し引きされません。 (複数の年金を受給している場合の差し引きされる年金には優先順位があります。)
普 通 徴 収	特別徴収に該当する人以外が対象になります。
備 考	納付書又は口座振替で納めていただいている人でも、特別徴収の対象者として把握されると、年度の途中から年金差し引きによる納付に変わります。ただし、「保険料納付方法変更申出書」を提出していただくと、口座振替により納付することもできます。

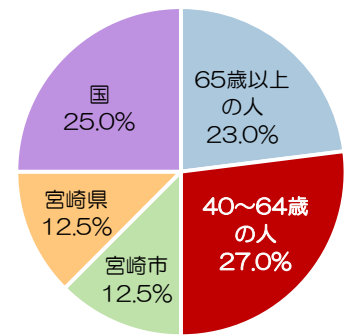
後期高齢者医療保険料は、高齢者のみなさんが安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、納付にご理解をお願いします。

Q & A	1章
未来を創造する 太陽都市	2章
後期高齢者 医療保険料	3章
市税の納付	4章
市税の窓口	5章
住民税について	6章
国税・県税の あらまし	7章

《参考》＝介護保険料＝

介護保険は、国・県・市の負担金と40歳以上の人がある納める保険料でまかなわれており、介護や支援が必要と認定されたときに、原則費用の1割～3割を負担して介護サービスを利用する仕組みになっています。

介護保険の被保険者は年齢によって第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の2つに区分され、サービスを受ける条件や保険料の算定・納付方法が異なります。



1 介護保険料

(1) 第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の人介護保険料は市の介護保険課が賦課・徴収をしています。本市の65歳以上の人介護保険料は、本人の利用者負担を除く介護サービスの総費用のうち65歳以上の人負担する割合(23%)に応じて基準額を決め、この基準額をもとに収入の少ない人にも過重な負担とならないよう前年の所得等に応じて段階別に保険料が決められています。

令和6年度の介護保険料は下表のとおりです(第1～3段階については負担軽減措置を行っています。)

所得段階	対 象 者	計算方法	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、“本人の課税年金収入額 + 合計所得金額”が80万円以下の人	基準額×0.285	21,500円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、“本人の課税年金収入額 + 合計所得金額”が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	36,600円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、“本人の課税年金収入額 + 合計所得金額”が120万円を超える人	基準額×0.685	51,700円
第4段階	・本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、“本人の課税年金収入額 + 合計所得金額”が80万円以下の人	基準額×0.85	64,200円
第5段階	・本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)で、“本人の課税年金収入額 + 合計所得金額”が80万円を超える人	基準額	75,600円
第6段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	90,700円
第7段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.35	102,000円
第8段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.55	117,100円
第9段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	128,500円
第10段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.95	147,400円
第11段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	158,700円
第12段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	173,800円
第13段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.4	181,400円
第14段階	・本人が市民税課税で、 本人の合計所得金額が820万円以上の人	基準額×2.45	185,200円

- 「課税年金収入額」とは、公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金の収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。
- 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。※合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

《参考》＝介護保険料＝

(2) 第2号被保険者の介護保険料

40歳以上65歳未満の人の介護保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められ医療保険料と合わせて納めています。国民健康保険に加入している人の場合は、市の国保年金課が賦課し、国保収納課が徴収しています。お問い合わせは、加入している健康保険の保険者をお願いします。

2 介護保険料の減免制度について

台風などの風水害や火災等で住宅や家財等に損害を受けたとき、世帯の主たる生計維持者の死亡、長期入院・失業等で収入が著しく減少したとき、農作物の不作や不漁で収入が著しく減少したときなど、一定の要件のもと、介護保険料の減免等を受けられる場合があります。

また、所得段階(前ページの表)が第2段階または第3段階に該当し、特に生活が困窮している人で一定の要件に該当する場合は、第1段階の保険料相当額に軽減する市独自の減免制度もあります。

詳しくは、介護保険課(TEL42-7147)にお問い合わせください。

3 65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金※の額によって2通りあります。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金をいいます。老齢福祉年金・恩給は対象となりません。

年金が**年額18万円以上**の方

年金から差引きになります(特別徴収)

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて差し引かれます。

年金の支払い月に差し引かれます					
4月	6月	8月	10月	12月	2月

本来、年金から差引きになる「特別徴収」の方でも一時的に納付書か口座振替で納める「普通徴収」になる場合があります。

- 4月1日時点で年金を受給していなかった
- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で宮崎市に転入したとき
- 年度の途中で年金の支給が止まったときなど

納付書または口座振替(普通徴収)で納めていただき、特別徴収の対象者として把握されると、おおむね半年から1年後には年金からの差引き(特別徴収)となります。

- 年度の途中で所得段階が変わったとき
- 保険料の減免を受けたとき

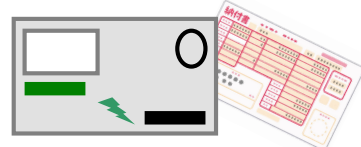
保険料が増額になったときは、増額分は普通徴収になり、保険料が減額になったときは、特別徴収から普通徴収に変わります。

年金が**年額18万円未満**の方

納付書・口座振替で各自納めます(普通徴収)

- 市町村から送付される納付書により、取扱金融機関、コンビニエンスストアで納めます。

お忙しい方、外出が難しい方は
介護保険料の**口座振替**が便利です。
Web口座振替受付サービスについては、
P51をご参照ください。



- <手続き>**①預貯金通帳、口座届出印、介護保険料の納付書など通知書番号(被保険者番号)が分かるものを用意します。
②取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替は申し込まれた月の翌月以降の開始となります。

※口座振替で納付していた方が特別徴収に変更となった場合は、自動的に口座振替が停止します。
再度、特別徴収から普通徴収へ変更となった場合、自動的に口座振替へ切り替わります。
※口座振替以外にも、スマートフォン決済等もご利用いただけます。詳しくは、P52～53をご参照ください。

※介護保険料は皆さんが安心して介護サービスを利用するための大切な財源です。
納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

3章 市税の納付

市税の納期

税 目			月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税				1期		2期		3期			4期				
市 民 税	個 人	普 通 徴 収			1期		2期		3期			4期			
		特 別 徴 収	徴収月の翌月10日												
	法 人	確 定	事業年度終了の日の翌日から2月以内												
		予 定 ・ 中 間	事業年度開始の日以後6月経過した日から2月以内												
軽自動車税(種別割)				全期											
市 た ば こ 税			翌月末日												
入 湯 税			翌月15日												
事 業 所 税			法人・・・事業年度終了の日から2月以内 個人・・・翌年の3月15日まで												
鉦 産 税			翌月15日から末日まで												
国 民 健 康 保 険 税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		

※「市税・国保税納期一覧表」(A4サイズ)が市役所(総合支所・地域センター含む)及び市内各金融機関・郵便局の窓口にありますのでご活用ください。ただし、数に限りがあります。なくなった場合は、宮崎市HPにて「暮らし・手続き」⇒「税金」⇒「市税の納付」⇒「納期限」でもご確認できます。

市税の納付場所

宮崎銀行、宮崎太陽銀行
福岡銀行、西日本シティ銀行、大分銀行、肥後銀行、鹿児島銀行、南日本銀行
宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫
九州労働金庫
宮崎県農業協同組合(宮崎市及び国富町内に限る。)
宮崎県信用農業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会(宮崎県内に限る。)
全国のゆうちょ銀行及び郵便局 ●一部の税目(市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)及び申告税等)では九州内(沖縄県を除く)でしか利用できません。ご不明な場合は、納税管理課までお問い合わせください。
宮崎市役所 納税管理課(市税)・国保収納課(国民健康保険税)又は総合支所・地域センター ●地域事務所の窓口では、市税等の収納業務はしていません。
全国のコンビニエンスストア ●バーコードが印刷された納付書は、全国のコンビニエンスストアで取扱いができます。取扱店舗、取扱期間など取扱いに関する詳細は、納税通知書及び納付書裏面を必ずご覧ください。 ただし、金額が30万円を超えるもの、又は金額を訂正したものは取扱いできません。

口座振替

電気やガス料金などと同様に、市税についても預貯金から口座振替の方法で納めることができます。一度手続きをされますと、翌年度以降も継続しますので、お忙しい人や、ご不在がちの人には特に便利です。振替開始はハガキでお知らせしますので、ハガキが届くまでは納付書で納めてください。

● 申込用紙による申請

申込用紙が、市内の金融機関等の窓口及び市役所の納税管理課にありますので、預貯金のある金融機関等又は納税管理課でお申込みください。

スマートフォン用QR

● Web口座振替受付サービス

宮崎市HPから手続きができます。用意するものは、納税通知書と振替をされる金融機関の通帳又はキャッシュカードとその暗証番号です。

※金融機関によっては、利用できる時間に制限がある場合があります。

詳しくは、宮崎市HPにてご確認ください。



口座振替できる税	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税		
取扱金融機関等	50ページ記載の金融機関、みずほ銀行、全国のゆうちょ銀行及び郵便局 ※Web口座振替受付サービスについては、みずほ銀行及び九州信用漁業協同組合連合会はご利用できません。		
口座振替できる預貯金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金、郵便貯金(通常貯金) ※Web口座振替受付サービスについては、当座預金、納税準備預金、法人口座はご利用できません。		
持参するもの	納税通知書、預貯金通帳、通帳に使用している印鑑		
振替日	軽自動車税(種別割)	5月20日 ※	※再振替はできません。 また、振替日が休日等の場合は、金融機関の翌営業日が振替日になります。
	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	各納期の末日 ※	
軽自動車税(種別割)納税証明書(車検対象車種のみ)	振替が済みますと、市役所から「軽自動車税(種別割)納税証明書」をお送りします(5月末頃の発送になります)。※ただし、二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)のみ		

市民税・県民税の特別徴収

地方税法(第321条の3及び第321条の4)及び市税条例(第45条)の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、納税者である従業員への給与支払いの際に、市民税・県民税の特別徴収(給与からの差し引き)をして納めなければなりません。

毎年5月に特別徴収義務者(給与支払者)あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。それに記載された納税者である従業員の税額を毎月の給与から差し引き、まとめて翌月10日までに納入していただくものです。

6月から翌年5月までの給与から差し引くもので、普通徴収の年4回の納税に比べ、年12回の納入となるため、1回あたりの負担額が普通徴収より少なくてすみ、また、納め忘れがないなど従業員の皆さんにもメリットがあります。

※令和6年度に限り7月分からの納入(年11回)となります。

※口座振替やPay-easy(ペイジー)又は各種電子決済での納付はできませんので、ご注意ください。

氏名		給与明細書			
		● 年 ● 月 分			
支払 金額					

その他の納付方法

1 現金自動払機(ATM)やインターネットバンキングなどでの納付(Pay-easy(ペイジー))

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料の納付書で、ペイジーマークがある当初納付書及び再発行納付書は、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMで納付できます。

ただし、「市税の納付場所(P50)」に記載された金融機関のうち、「Pay-easy(ペイジー):税金・各種料金の払込みサービス」に対応している金融機関に限ります。

なお、市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)及び法人市民税等の申告税や、督促状などのハガキタイプの納付書はペイジー利用はできません。対応金融機関は「Pay-easy(<https://www.pay-easy.jp/>)」にてご確認ください。



「収納機関番号」
「納付番号」
「確認番号」
「納付区分」

の4つの番号が必要です。

「Pay-easy」マーク(○印部分)の付いた納付書

スマートフォン用QR



2 スマートフォン決済アプリでの納付(PayB(ペイビー)) ※紙の請求書払い

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料の納付書で、バーコードが記載されている納付書については、PayB対応のアプリをダウンロードし、スマートフォンなどのカメラ機能を利用し、登録した口座から即時に納付・支払いができます。

対応金融機関は「PayB(<https://payb.jp/>)」にてご確認ください。



アプリをダウンロード
(無料)



氏名、生年月日
お支払い方法を事前登録



バーコードをスキャンし
任意の暗証番号を入力



お支払い完了

スマートフォン用QR



※ペイジーやスマートフォン決済アプリを利用した納付では、領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関窓口やコンビニエンスストアで現金にて納付してください。

3 スマートフォン決済アプリでの納付(PayPay(ペイペイ)) ※紙の請求書払い

PayPay残高支払いで市税等の納付が可能です。対象となるのは、市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料です。

アプリホームの「スキャン」をタップして納付書のバーコードを読み取るだけで家にいながら簡単に納付できます。アプリの使い方など詳細は「PayPay(<https://paypay.ne.jp/>)」にてご確認ください。

※PayPayマネーライト(本人認証なし)では、税公金の支払いができませんのでご注意ください。



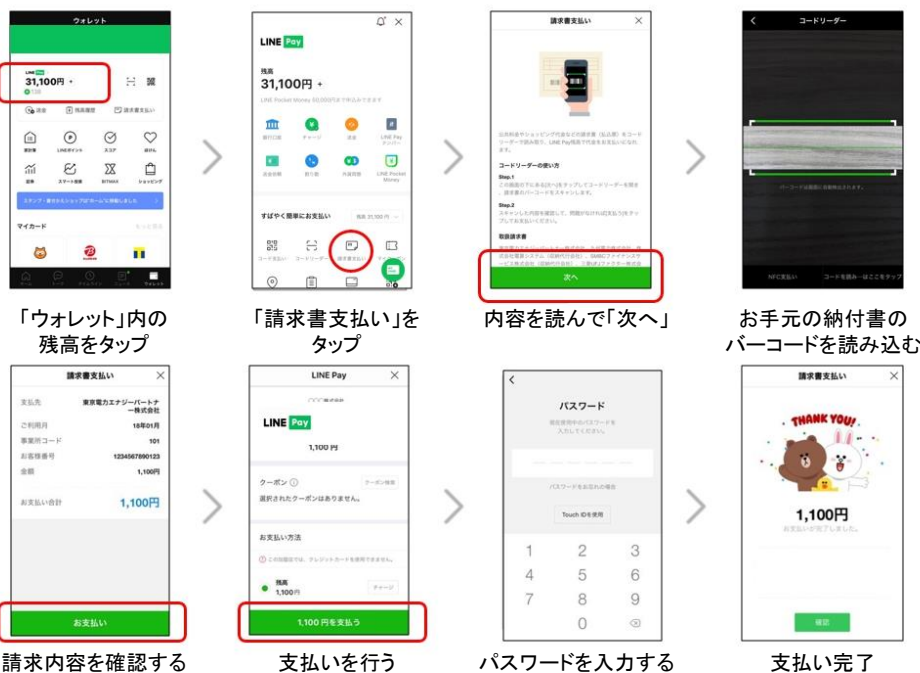
スマートフォン用QR



4 スマートフォン決済アプリでの納付(LINE Pay) ※紙の請求書払い

LINE Pay請求書払いで市税等の納付が可能です。対象となるのは、市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料です。

アプリから「残高」～「請求書払い」をタップして納付書のバーコードを読み取るだけで家にいながら簡単に納付できます。アプリの使い方など詳細は「LINE Pay(<https://pay.line.me/portal/jp/main>)」にてご確認ください。



スマートフォン用QR



※スマートフォン決済アプリを利用した納付では、領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関窓口やコンビニエンスストアで現金にて納付してください。

5 地方税共通納税システムでの納付(eLTAX(エルタックス)) ①

市民税・県民税・森林環境税(特別徴収、退職所得分)、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税については、エルタックスと呼ばれるシステムで電子納税ができます。

エルタックスとは、全国すべての都道府県及び市区町村へ、自宅若しくは職場のパソコンから納税できる仕組みです。事前に登録した金融機関の口座を指定して、直接納付する方式で、インターネットバンキングの契約が不要で、納付期日を指定することもできます。また、クレジットカードでのお支払いも可能です。

利用できる時間は、土日祝日と年末年始を除く8時30分から24時までです。

なお、紙の領収書は発行されませんが、納付済みの確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。詳細は「地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)」にてご確認ください。

スマートフォン用QR



エルタックス
eLTAX



6 地方税共通納税システムでの納付(eLTAX(エルタックス)) ②

市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)については、納付書(督促状、催告書を除く)にQRコード(eL-QR)が印刷されており、納付書記載の番号(eL番号)の入力やQRコード(eL-QR)を読み取ることにより、クレジットカード納付やスマホ決済が可能です。

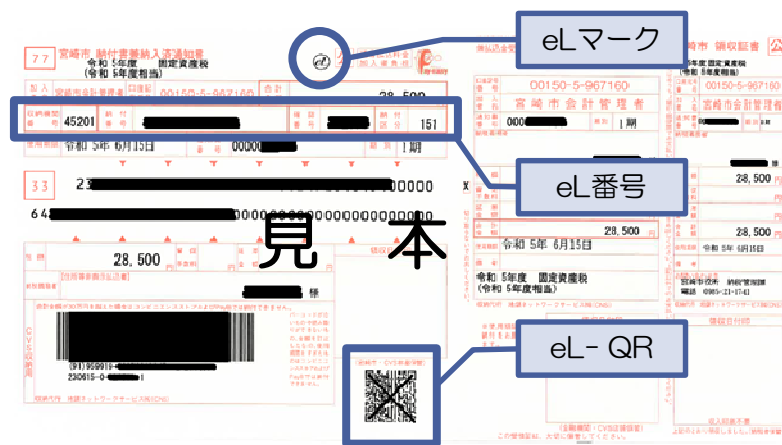
また、QRコード(eL-QR)が印刷された納付書が取扱い可能な金融機関であれば、P50に記載された以外の金融機関窓口でも納付できます。

詳細は「地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)」にてご確認ください。

なお、スマートフォンで地方税お支払サイトへアクセスする場合は、標準インストールされているブラウザアプリからアクセスしてください。QRコードを読み取る際にカメラが起動しない、支払い用の外部サイトに繋がらないなどの不具合が発生する可能性があります。

(例) iPhoneの場合「Safari」
Android等の場合「Google Chrome」

スマートフォン用QR



eLTAX for Payment

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※エルタックスを利用した納付では、領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関窓口やコンビニエンスストアで現金にて納付してください。

自主納付と滞納

1 自主納税

宮崎市では、納税の本来の姿として自主納税を推進しています。自主納税とは、納税者の皆さんが定められた納期限までに自主的に納税することです。

2 市税の滞納

定められた納期限までに納税をしないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状により納税を促すことになります。たとえ、うっかりした不注意によるものであっても滞納となります。

また、滞納した場合には、本来納めるべき税額の他に延滞金もあわせて納めていただくことになります。

3 滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平性を保つため、また、大切な市税を確保するために、滞納者の財産(不動産・預金・給料など)を差し押さえ、さらにその財産を換価するなどの滞納処分を行うことになります。

4 市税を大切に

このように市税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、宮崎市全体にとっても大きな損失となります。それは滞納整理のために多額の費用がかかるからです。この費用も結局は、市民の皆さんのための福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な市税から支出されることになります。

市税は、市民の皆さんの財産です。市税を有効に使うため納期内納付を守られるようご協力ください。

審査請求

市税の賦課決定や滞納処分などに関して不服のある人は、市長に対して、文書により審査請求をすることができます。主な処分の審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内、又は差押えに係る通知を受取った日の翌日から起算して3月を経過した日のいずれか早い日まで
差押	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日まで

※固定資産税課税台帳に登録された価格への審査の申出については、22ページをご覧ください。



市税の減免・納税の猶予

納税者が災害にあたり、生活扶助を受けるなどの特別な事情により納税が困難な場合は、その事情に応じて申請により税金を減らしたり、納期を延ばしたり、分割して納めることができます場合があります。詳しくは、担当課までご相談ください。

1 減免

税 目	主 な 要 件	担当課
市 民 税	- 生活保護を受けている場合(個人市民税) - 徴収猶予を講じてもなお、納税が困難な場合(個人市民税) - 災害により特に著しい被害を受けた場合(個人市民税) - 公益法人、NPO法人等で収益事業を行わない場合(法人市民税)	市 民 税 課 (個 人) 21-1748 (そ の 他) 21-1742
軽自動車税 (種 別 割)	- 公益のために使用する場合 - 身体障がい者等又は生計同一者が身体障がい者等のために使用する場合 - 身体障がい者等のために改造されている軽自動車(車椅子用スロープ付等)を所有する場合	
事 業 所 税	- 災害による被害を受けた場合 - 特別な事業を行う事業所等の場合	
鉦 産 税	災害による被害を受けた場合	資 産 税 課 21-1743
固定資産税 都市計画税	- 生活保護を受けている場合 - 公益のために使用する場合 - 災害により所有する資産が被害を受けた場合	
国 民 健 康 保 険 税	- 災害等により特に著しい被害を受けた場合 - 失業(定年退職や自己都合退職等を除く)等により、所得が前年に比べ、10分の5以下に減少した場合(前年所得が400万円を超える場合は対象外) - 社会保険などの被用者保険の本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったため、その65歳以上の被扶養者(旧被扶養者)が国民健康保険に加入する場合 - 上記のほか、特別な事由のある場合	

※ 減免の申出は、納期限までに各担当課へ事前にご相談のうえ、申請書を提出してください。

2 納税の猶予

地方税法第15条の規定により、納付が困難な場合には、その実情に応じて一定期間(原則として1年以内)徴収を猶予したり、分割して納めることができる制度があります。詳しくは、納税管理課(21-1741)または、国保収納課(21-1744)までご相談ください。

- ① 災害(震災、火災など)を受け、又は盗難にあったとき。
- ② 納税者や納税者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- ③ 事業を廃止、又は休止したとき。
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき。



納付についての疑問・質問

納付書の納期限(使用期限)が過ぎている

Q 手元にある納付書の期限が過ぎています。
どうすればいいですか？

A 納期限から20日以上、又は使用期限が過ぎている納付書は、金融機関の窓口やコンビニエンスストアでもご利用いただけません。
新しい納付書を再発行いたしますので、納税管理課(21-1741)までご連絡ください。

もしくは、宮崎市スマート申請でも納付書の再発行の手続きが可能です。詳細は宮崎市HPにて「スマート申請」で検索してご確認ください。

スマートフォン用QR



特別徴収税額の納入書を書き損じた

Q 特別徴収税額納入書の税額を書き間違えました。
どうすればいいですか？

A 納入書綴りの後ろにある白紙の納入書をお使いください。記入方法は、綴りの「納入書の使用方法」をご参照ください。なお、納期限前に白紙の用紙がなくなった場合は市民税課(21-1748)へ、納期限後の場合は納税管理課(21-1741)までご連絡ください。

市税を納めすぎたときはどうすれば

Q 当初の納付書と督促状の両方で納めてしまいました。
どうすれば返してもらえるのでしょうか？

A 二重に納められたことが確認でき次第、お返しする手続きをいたします。
ただし、ほかの市税に未納がある場合は、その市税に充当することになります(地方税法第17条の2)。
なお、お返しする手続きには時間がかかりますのでご了承ください。



市税についての疑問・質問

口座振替を証明する書類が欲しい

Q

口座振替された市税の領収書が欲しいのですが？

A

大変申し訳ございませんが、口座振替にてお納めいただいた分についての領収書は発行しておりません。通帳記帳にてご確認ください。納税証明として必要な場合は、市民課証明係にて納税証明の交付を受けてください。

口座が残高不足で振替されなかった

Q

市税の納付を口座振替にしていますが、振替日に残高不足で引き落としができませんでした。どうすればいいですか？

A

口座振替の再振替は行っておりませんので、後日届きます「口座振替不能通知書」にて、お近くの金融機関又はコンビニエンスストア等にてお納めください。振替日が近づいてきましたら、前日までに預貯金の残高の確認をお願いいたします。

金融機関や口座名義人の変更

Q

口座振替に使用する口座を変更する場合は、どうすればいいですか？

A

新たに口座を開設したい金融機関の窓口にて、「口座振替依頼書」をご提出ください。申込み可能金融機関は、50ページに記載されている銀行等です。

もしくは、宮崎市HPよりWeb口座振替受付サービスにお進みのうえ、メニューに沿って変更のお手続きをしていただくことが可能です。

ただし、Web口座振替受付サービスでは、金融機関ではみずほ銀行・九州信用漁業協同組合連会、口座種類では当座預金、納税準備金及び法人口座はご利用いただけませんので窓口にてお手続きください。

なお、新しい口座での振り替えは、お申込み手続きの翌月末以降の納期からになります。詳しくは口座登録完了後にお届けする、振替開始のお知らせにてご確認ください。

スマートフォン用QR



4章 市税の窓口

市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明が必要な方は、本人確認ができる書類(運転免許証等)をご持参のうえ下表の窓口までお越しください。

なお、地域センター、地域事務所、出張所、市民サービスコーナーでは取扱っていない証明もありますので、次のページの「市税に関する証明・閲覧の取扱窓口」をご参照ください。

本庁舎	市民課証明窓口
総合支所	各総合支所の地域市民福祉課
地域センター	赤江地域センター、木花地域センター、青島地域センター、住吉地域センター、生目地域センター、北地域センター
地域事務所	中央東地域事務所(宮崎ナナイロ東館内)、東大宮地域事務所、大淀地域事務所、大塚地域事務所、櫛地域事務所、大塚台地域事務所 ※中央西、小戸、大宮、生目台、小松台、本郷地域事務所では、窓口での各種証明発行をしていません。
出張所	佐土原出張所、穆佐出張所
市民サービスコーナー	東部市民サービスコーナー(イオンモール宮崎内)、宮交シティ市民サービスコーナー

1 市税に関する証明を請求できる人

証明の内容は、個人又は法人の秘密にかかわるものが多いため、証明書の交付請求をできる人は次の人に限られています。

- 本人(相続人、納税管理人を含む)
- 本人の委任状を持参した人(交付請求書に承諾印又は本人の印鑑を持参した場合も可)
- 法人の委任状を持参した人(交付請求書に承諾印又は法人の印鑑を持参した場合も可、印鑑は法人名の入ったものとする。)

2 手数料

納税に関する証明 年度ごと、税目ごとに1件	1件につき	300円
滞納無証明	1件につき	300円
軽自動車税(種別割)納税証明(車検用)	無	料
所得・課税に関する証明	1件につき	300円
固定資産税に関する証明 年度ごとに1件 土地・家屋の評価証明は、筆及び棟の合計が10以内につき1件 償却資産の評価証明は、1名義につき1件 土地・家屋の公課証明は、筆及び棟の合計が5以内につき1件	1件につき	300円
固定資産の評価に係る地番図、航空写真又は航空写真地番図の写しの交付	1件につき	300円
所在証明	1件につき	300円
住宅用家屋証明	1件につき	1,300円
酒類小売業免許申請に係る証明	1件につき	300円
認定(仮認定)特定非営利活動法人の申請・事業報告に係る証明	1件につき	300円
狩猟税申告に係る証明	1件につき	300円

Q & A

1章
未来を創造する
太陽都市

2章
市税のあらまし

3章
市税の納付

4章
市税に関する
証明・閲覧

住民税について

5章
国税・県税の
あらまし

市税に関する証明・閲覧の取扱窓口

1 証明の種類と交付窓口

区分	証明の種類	市民課証明窓口 (本庁舎1階)、 総合支所	地域センター、 地域事務所、 出張所、市民SC	コンビニエンス ストア ※5
納税関係	納税証明	○(5か年度分)	○(3か年度分)	×
	滞納無証明	○	×	×
	納税証明(軽自動車車検用)	○(現年度分)	○(現年度分)	×
市民税関係	所得証明 所得課税証明	○(5か年度分) ※1	○(5か年度分) ※1	○(現年度分) ※1
	課税証明 (市民税・県民税・森林環境税)	○(5か年度分) ※1	○(5か年度分) ※1	○(現年度分) ※1
固定資産税関係	資産証明 ※6	○(平成28年度以降)	○(平成28年度以降)	×
	評価証明 ※6	○(平成28年度以降)	○(平成28年度以降) ※2	×
	公課証明 ※6	○(平成28年度以降)	○(平成28年度以降)	×
	土地・家屋名寄帳、償却資産課 税台帳閲覧 ※6	○(平成28年度以降)	○(平成28年度以降)	×
	固定資産税の評価に係る地番図、 航空写真又は航空写真地番図の 写しの交付	○資産税課 ※3 ○総合支所 地域市民福祉課	×	×
その他	所在証明	○(現年度分)	○(現年度分)	×
	住宅用家屋証明	○	×	×
	酒類小売業免許申請に係る証明	○	×	×
	認定(仮認定)特定非営利活動法 人の申請・事業報告に係る証明	○	×	×
	狩猟税申告に係る証明	○ ※4	×	×

※1 税の申告のない人の所得・課税証明は、交付できません。

※2 不動産登記用の評価証明は、市民課と総合支所地域市民福祉課のみでの取扱いとなります。

※3 資産税課(市役所第三庁舎2階)及び総合支所地域市民福祉課のみでの取扱いとなります。

※4 証明を受ける前に市民税課(市役所第三庁舎1階)または、総合支所地域市民福祉課の審査が必要です。

※5 コンビニエンスストアにて交付できる証明書は、本人(マイナンバーカード名義人)のみになります。

※6 平成27年度以前の証明書が必要な場合は、窓口で相談して下さい。



2 コンビニエンスストアでの交付について

市役所や総合支所等の窓口で交付を受ける場合は、請求書等への記入や交付までの待ち時間が必要となります。しかし、マイナンバーカードを持っていれば、コンビニエンスストアのマルチコピー機で、仕事帰りや土日祝日など市役所が開いていない時間でも公的証明書の取得が可能です。

(1) 必要なもの

- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要です。
- 暗証番号(4桁の数字)
- ※3回連続で入力を間違えると、ロックがかかりカードが利用できなくなります。
- ※暗証番号を忘れたり、ロックがかかってしまった場合は、宮崎市役所、各総合支所、地域センター及び宮崎中央郵便局の窓口にて再設定を行ってください。

(2) 交付できる証明書(税関係)

- 交付できる証明書(税関係)は所得証明書、所得課税証明書、課税(非課税)証明書で本人(カード名義人)、現年度分に限りです。
- ※カード名義人以外のもの、過去の年度の証明書、市民税・県民税の申告等をされていない方、転出された方については、コンビニエンスストアでの交付はできませんのでご注意ください。

(3) 利用できる時間

- 利用できる時間は、6時30分から23時までです(土日祝日も利用できます)。
- ※一部店舗によっては、年末年始のコンビニ交付サービス対応を行っていない場合があります。
- ※システムのメンテナンス(保守点検)のため、利用できない場合もありますが、その場合は事前に宮崎市ホームページにてお知らせします。

(4) 利用できる店舗

- セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン九州

(5) その他

- 上記の税証明の他に、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「戸籍(全部・個人)事項証明書(戸籍謄本・戸籍抄本)」「戸籍附票の写し」が交付できます。
- 証明書によって、利用できる時間帯やマルチコピー機の操作手順が異なります。宮崎市ホームページにて「コンビニ交付」と検索のうえ確認してください。

スマートフォン用QR



- 証明書の用紙・様式が異なります。窓口では、A4サイズの改ざん防止加工を施した専用用紙を使いますが、コンビニ交付では、A4サイズの普通紙を使用します。
- 複数枚の場合でもホッチキス留めされません。窓口で交付する証明書同様、ひとつづりで有効な証明書となりますので、コンビニ交付ご利用時には、お取り忘れのないようお気をつけてください。



市税等・証明についてのお問い合わせ窓口

1 お問い合わせ先

宮崎市役所【宮崎市橘通西1丁目1番1号】 宮崎市コールセンター(大代表) 0985-25-2111

担当課名	お問い合わせ内容	電話番号
納税管理課 (第三庁舎3階)	・納税相談及び滞納処分に関する事 ・過誤納金の還付、充当に関する事 ・口座振替に関する事 ・固定資産評価審査委員会に関する事	21-1741
市民税課 (第三庁舎1階)	・個人市民税に関する事	21-1748
	・法人市民税、事業所税に関する事 ・軽自動車税(種別割)に関する事 ・市たばこ税、入湯税、鉱産税に関する事	21-1742
資産税課 (第三庁舎2階)	・固定資産税、都市計画税に関する事	21-1743
国保年金課 (第二庁舎1階)	・国民健康保険税に関する事 ・後期高齢者医療保険料に関する事	21-1746
国保収納課 (第二庁舎3階)	・国民健康保険税の納付に関する事 ・後期高齢者医療保険料の納付に関する事	21-1744
介護保険課 (本庁舎5階)	・介護保険料に関する事	42-7147
市民課 (本庁舎1階)	・市税の証明に関する事	21-1752

■開庁時間：平日8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始はお休みです。)

2 案内図





市税の証明についての疑問・質問

代理人による手続きについて

Q

本人以外の方が税証明書を取ることができますか？

A

本人に代わって代理人が請求することができます。
代理人請求時に必要なものは次のとおりです。

- (1) 納税証明、所得証明、所得課税証明、課税証明
 - ・ 本人からの委任状(または、本人が請求書に承諾印を押印するか、もしくは本人の印鑑を持参)
 - ・ 窓口に来られた方が代理人本人であることを確認できるもの
※運転免許証など顔写真のついた本人確認できる書類
- (2) 軽自動車車検用納税証明
 - ・ 車検証または当該軽自動車税の領収書(コピーでも可)
車検証や領収書が無い場合には、標識番号や所有者(納税義務者)と窓口に来た人の住所・氏名、生年月日を記入する必要があります。
- (3) 固定資産関係証明
 - ・ 本人からの委任状(または、本人が請求書に承諾印を押印するか、もしくは本人の印鑑を持参)
 - ・ 窓口に来られた方が代理人本人であることを確認できるもの
※運転免許証など顔写真のついた本人確認できる書類

〈委任状について〉

委任状には、下記の事項を記入して下さい。任意の様式を使用しても可。
税関係請求書に本人の承諾印があれば委任状は不要です。

- ・ 「委任状」のタイトル
- ・ 記入した年月日
- ・ 委任する人(頼む人：本人)の住所・氏名と押印
- ・ 委任される人(代理人：窓口に来る人)の住所・氏名
- ・ 委任すること(〇〇(証明書の種類)の請求と受領を委任します)

※請求者(委任する人)が委任状を書くことが困難である場合は、市民課証明係(P62)へお問い合わせください。

- ◆ 納付が確認できない場合は、領収書等の確認が必要となる場合があります。
- ◆ 税の申告のない人の所得・課税証明は交付できません。詳しくは、市民税課(P62)へお問い合わせください。



市税の証明についての疑問・質問

非課税証明書について

Q

非課税証明書(課税がないことの証明)について知りたい

A

課税証明のうち課税額「0円」のものを非課税証明として交付しています。所得金額・控除等の記載が必要なケースもあり、所得課税証明書が必要とされる場合もあります。どのような種類の証明が必要なのか、提出先に一度ご確認ください。

※(市民税・県民税・森林環境税)所得証明・所得課税証明・課税(非課税)証明は、必要な年度の1月1日に宮崎市に住民登録があれば、宮崎市にて発行します(原則、所得課税証明や市県民税課税証明は、必要な年度の1月1日現在で住民登録のあった市区町村で発行します。)。
なお、税の申告や会社での年末調整などをされていない方は、証明発行には市民税に関する申告が必要となる場合もあります。
申告について詳しくは、市民税課(P62)にお問い合わせください。

◆所得に関する証明について

所得証明・・・・・・・・・・所得金額のみ
所得課税証明・・・・・・・・・・所得金額と所得控除額と市民税・県民税額
課税(非課税)証明・・・・・・市民税・県民税額のみ
使用目的等に応じて証明書の名称を区別しています。

手数料は、各年度ごと1通につき300円です。

◆コンビニ交付サービスについては、P61をご参照ください。

〈取扱窓口〉

市民課証明係、各総合支所、各出張所、各地域センター、各市民サービスコーナー、中央東・東大宮・大淀・大塚・櫛・大塚台の各地域事務所



市税の証明についての疑問・質問

所得証明書について

Q 市民税・県民税・森林環境税は課税されていないが所得証明書(課税証明)を発行してもらえるのですか？

A 非課税の方であっても、必要な年度の1月1日現在で宮崎市に住民登録があれば発行できます(原則、所得課税証明や市県民税課税証明は、必要な年度の1月1日現在で住民登録のあった市区町村で発行します。)

なお、税の申告や会社での年末調整などをされていない方は、証明発行には市民税に関する申告が必要となる場合もあります。申告について詳しくは市民税課(P62)にお問い合わせください。

証明書の請求時に必要なものは次のとおりです。

(1)本人が請求する場合

窓口に来られた方が本人であることを確認できるもの
※運転免許証などの顔写真がついた本人確認できる書類

(2)代理人が請求する場合

本人からの委任状(または、本人が請求書に承諾印を押印するか、もしくは本人の印鑑を持参)

窓口に来られた方が代理人本人であることを確認できるもの
※運転免許証などの顔写真がついた本人確認できる書類

手数料は、各年度ごと1通につき300円です。

◆コンビニ交付サービスについては、P61をご参照ください。

〈取扱窓口〉

市民課証明係、各総合支所、各出張所、各地域センター、各市民サービスコーナー、中央東・東大宮・大淀・大塚・櫛・大塚台の各地域事務所

完納証明書について

Q 完納証明書(滞納無証明書)を発行して欲しい

A 宮崎市では「滞納無証明書」を発行しています。
市税すべての収納を確認するので、発行に時間がかかります。

◆納付が確認できない場合は、領収書等の確認が必要となる場合があります。

〈取扱窓口〉

市民課証明係、各総合支所



市税の証明についての疑問・質問

固定資産証明について

Q

亡くなった方が所有する土地等の固定資産証明書、課税台帳(名寄せ)等の発行について知りたい

A

所有者が亡くなっている場合には、所有者の相続人に発行しています。証明書の請求者の方は、以下のものをお持ちください。

(1) 相続人本人が請求する場合

- ・被相続人の死亡の事実および相続人との関係が確認できるもの
〈戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、遺言書等〉
- ・窓口に来られた方が相続人本人であることを確認できるもの
※運転免許証などの顔写真がついた本人確認できる書類

(2) 代理人が請求する場合

- ・相続人本人からの委任状(または、本人が請求書に承諾印を押印するか、もしくは本人の印鑑を持参)
- ・被相続人の死亡の事実および相続人との関係が確認できるもの
〈戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、遺言書等〉
- ・窓口に来られた方が代理人本人であることを確認できるもの
※運転免許証などの顔写真がついた本人確認できる書類

〈取扱窓口〉

市民課証明係、各総合支所、各出張所、各地域センター、各市民サービスコーナー、中央東・東大宮・大淀・大塚・櫛・大塚台の各地域事務所



市税の証明についての疑問・質問

車検用納税証明書について

Q

軽自動車の継続検査時に必要な、車検用納税証明の発行手続きについて知りたい

A

発行手続きについては次のとおりです。

◆必要なもの

- ・車検証または当該軽自動車税の領収書(コピーでも可)
車検証や領収書が無い場合には、標識番号や所有者(納税義務者)と窓口に来た人の住所・氏名、生年月日を記入する必要があります。

※代理人でも請求できます。

※毎年4月2日以降に、使用者変更や使用の本拠地の変更で宮崎市へ転入するなど、次年度以降は宮崎市で課税されることになった場合には、宮崎市で証明を発行できることがあります。その際は、名義変更または車検証上の転入日を確認するために、新しい車検証および自動車検査証記録事項をご提示いただきます。

※納付が確認できない場合は、領収書等の確認が必要となる場合があります。

※コンビニでは取得できません。

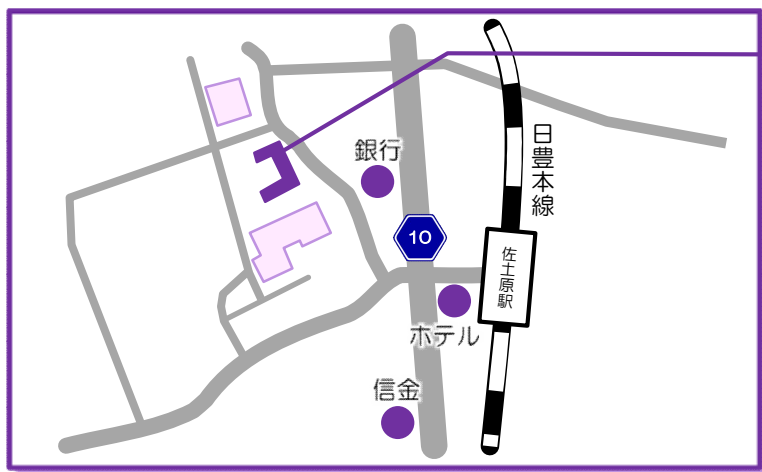
※手数料は無料です(再発行も無料)。

〈取扱窓口〉

市民課証明係、各総合支所、各出張所、各地域センター、各市民サービスコーナー、中央東・東大宮・大淀・大塚・櫛・大塚台の各地域事務所

総合支所・地域センター・地域事務所等の案内

1 周辺地図



佐土原総合支所

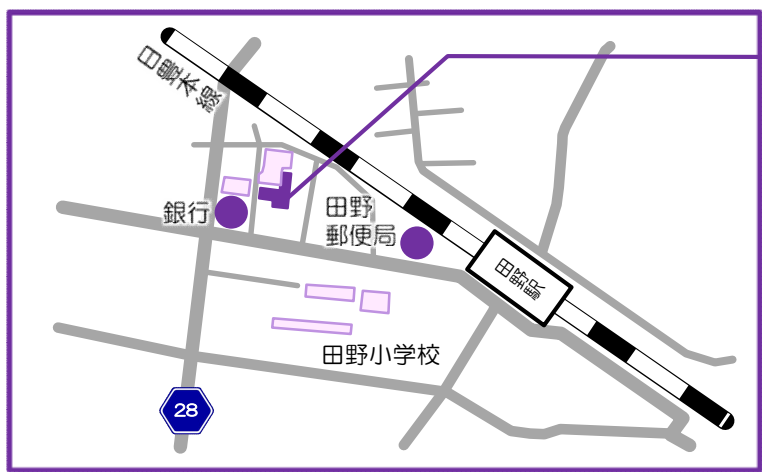
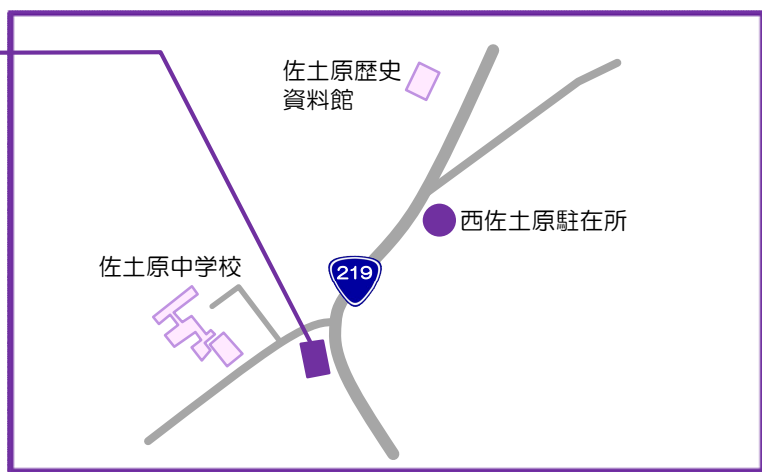
宮崎市佐土原町下田島20660番地
☎0985-73-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)

佐土原出張所

宮崎市佐土原町上田島8387番地2
☎0985-74-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



田野総合支所

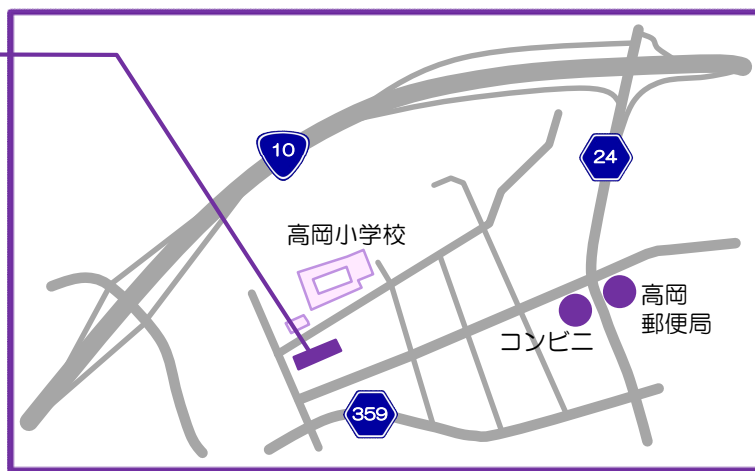
宮崎市田野町甲2818番地
☎0985-86-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)

高岡総合支所

宮崎市高岡町内山2887番地
☎0985-82-1111

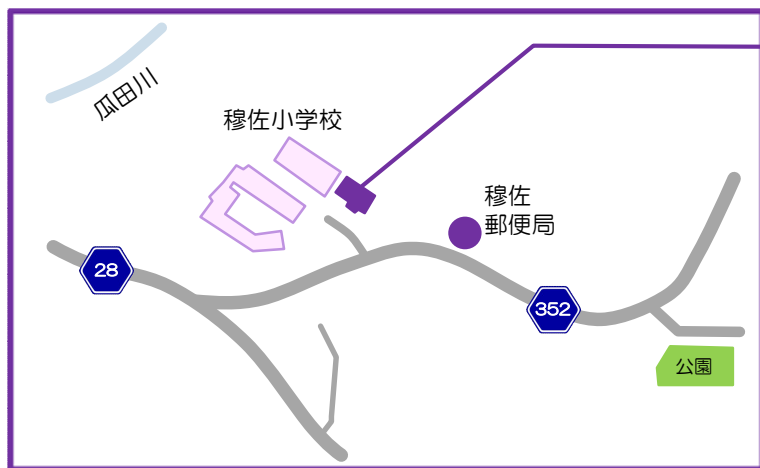
■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



穆佐出張所

宮崎市高岡町小山田69番地2
☎0985-82-1052

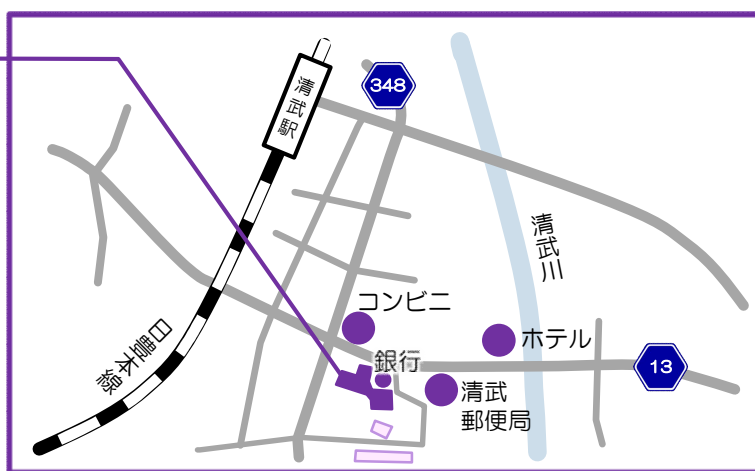
■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



清武総合支所

宮崎市清武町西新町1番地1
☎0985-85-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



Q & A

1章
未来を創造する
太陽都市

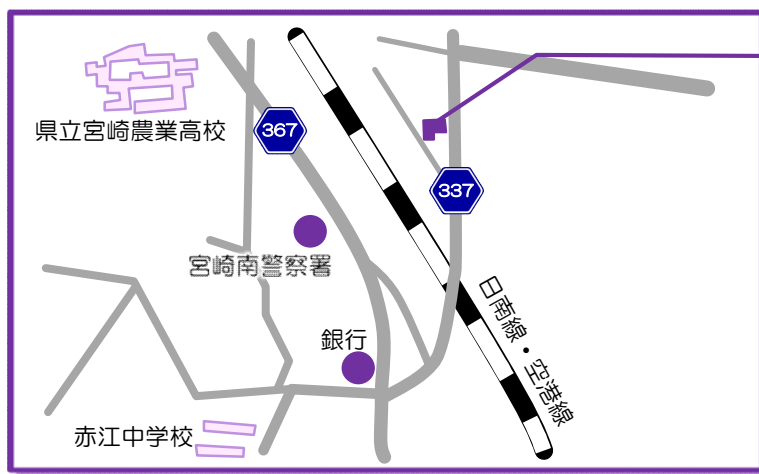
2章
市税のあらまし

3章
市税の納付

4章
案内地図
(総合支所)

住民税について

5章
国税・県税の
あらまし

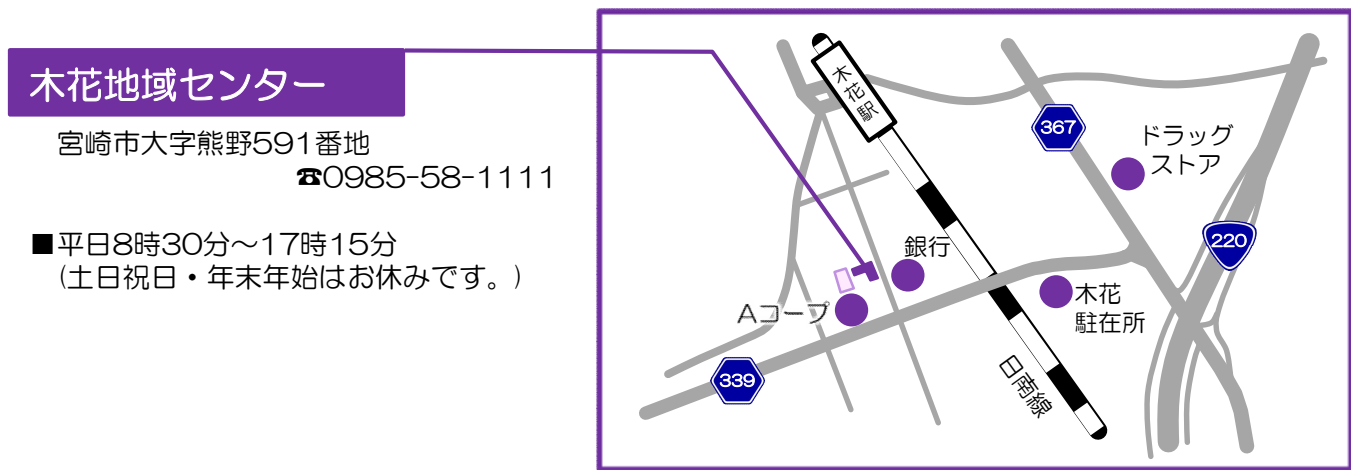


赤江地域センター

宮崎市大字田吉5730番地3

☎0985-51-4274

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)

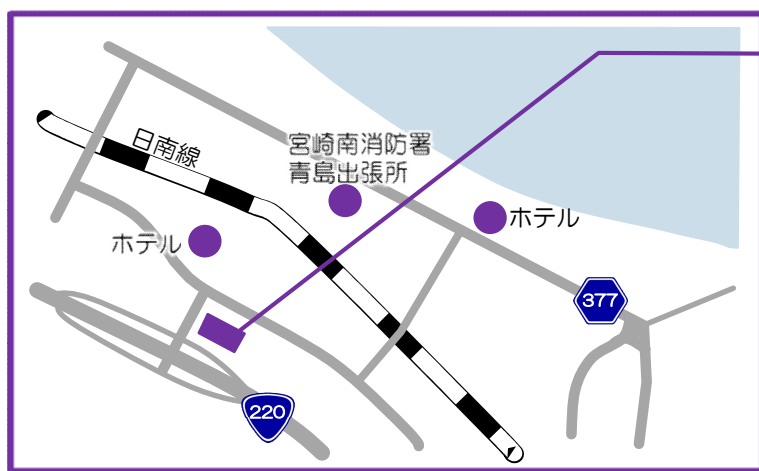


木花地域センター

宮崎市大字熊野591番地

☎0985-58-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



青島地域センター

宮崎市青島西2丁目1番地

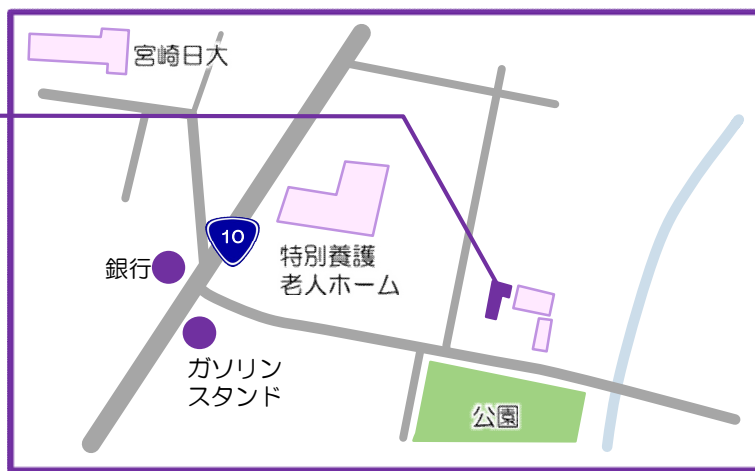
☎0985-65-1231

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)

住吉地域センター

宮崎市大字島之内7409番地1
☎0985-39-1314

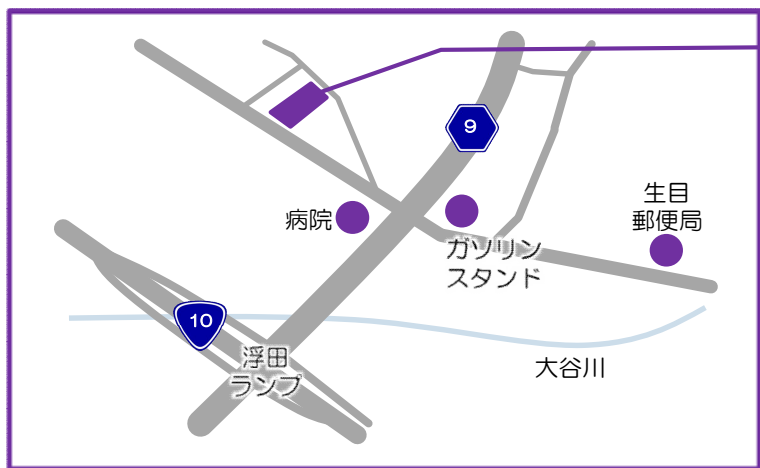
■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



生目地域センター

宮崎市大字浮田3000番地1
☎0985-48-1111

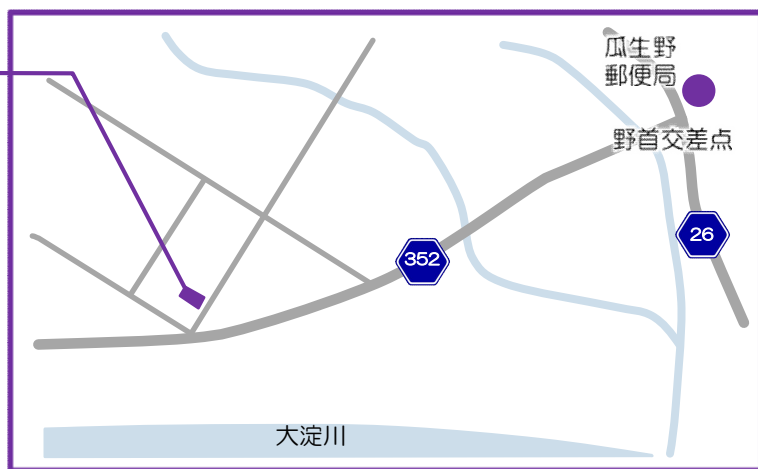
■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



北地域センター

宮崎市大字瓜生野3909番地40
☎0985-41-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



Q & A

1章
未来を創造する
太陽都市

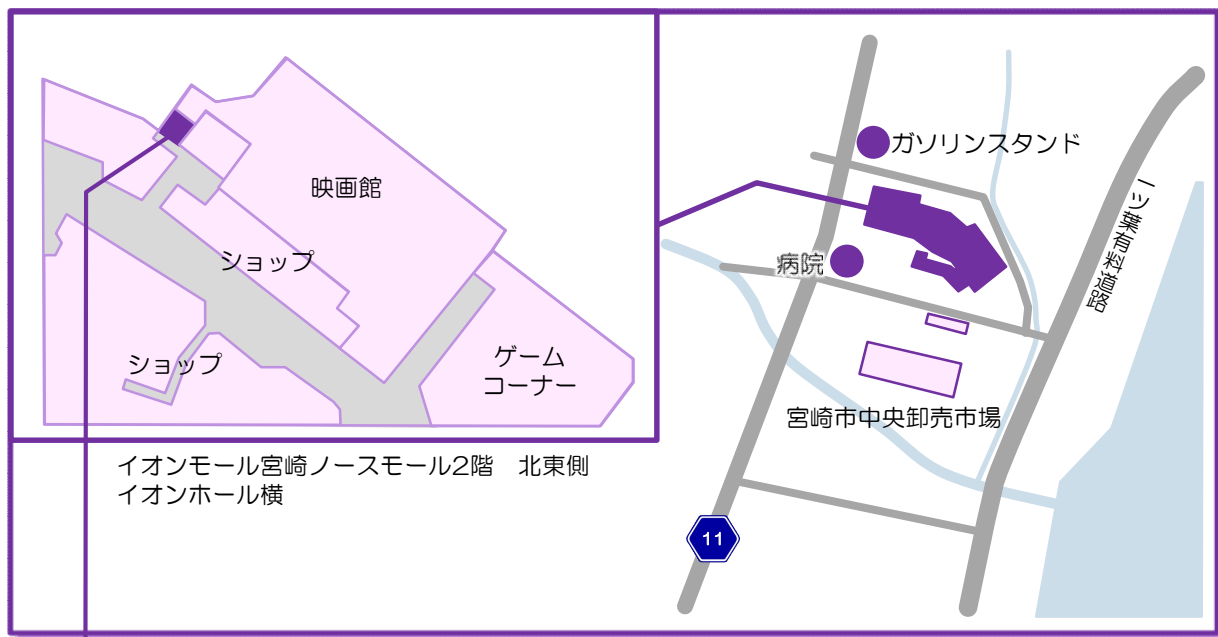
2章
市税のあらまし

3章
市税の納付

4章
案内地図
(地域センター)

住民税について

5章
国税・県税の
あらまし



東部市民サービスコーナー

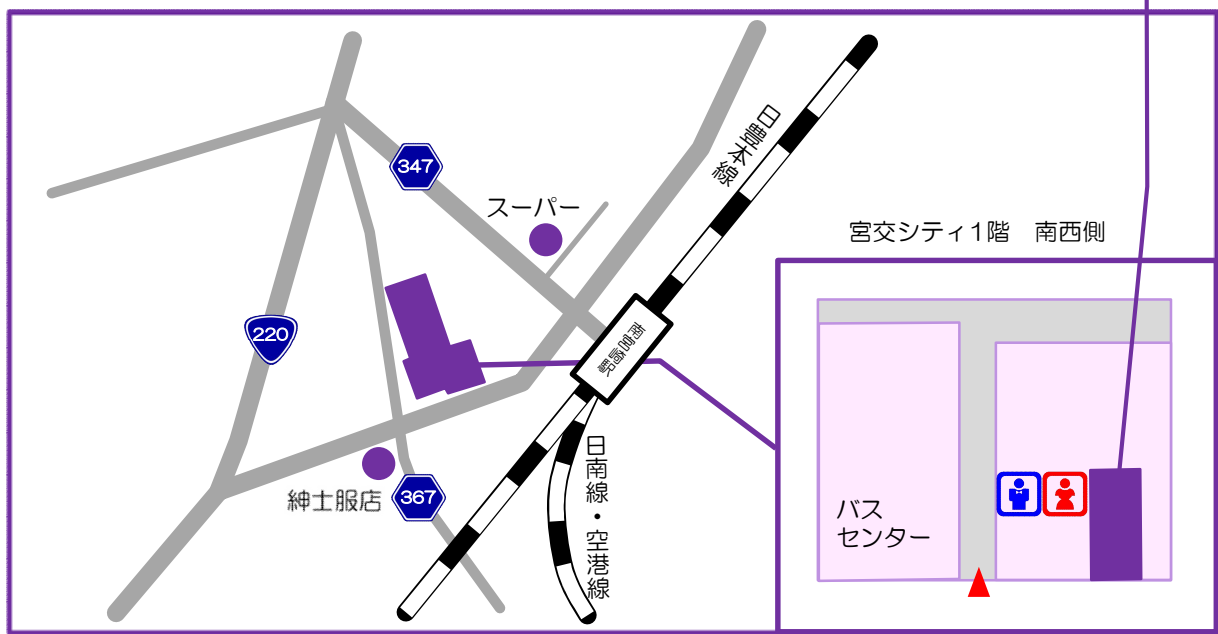
宮崎市新別府町江口862番地1
(イオンモール宮崎ノースモール2階 北東側
イオンホール横)
☎0985-61-7567

■平日10時00分～18時
土曜10時00分～13時
(日曜・祝日・年末年始・店休日は
お休みです。)

宮崎市大淀4丁目6番28号
(宮交シティ1階) ☎0985-51-0778

宮交シティ市民サービスコーナー

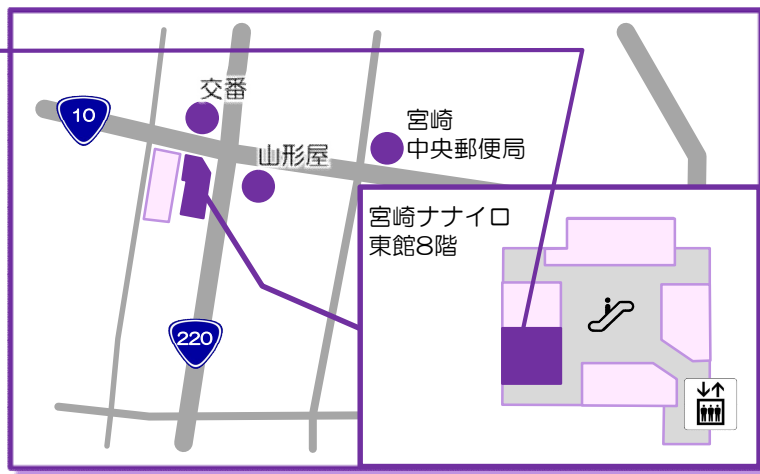
■平日10時00分～18時
(土日祝日・年末年始・店休日はお休みです。)



中央東地域事務所

宮崎市橘通西3丁目10番32号
(宮崎ナナイロ東館8階)
☎0985-27-7871

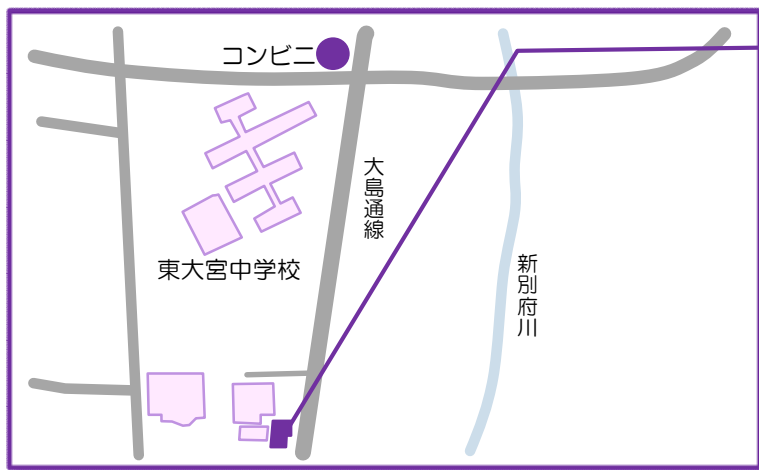
■平日10時00分～18時
(土日祝日・年末年始・店休日はお休み
です。)



東大宮地域事務所

宮崎市村角町島ノ前1346番地1
☎0985-26-1111

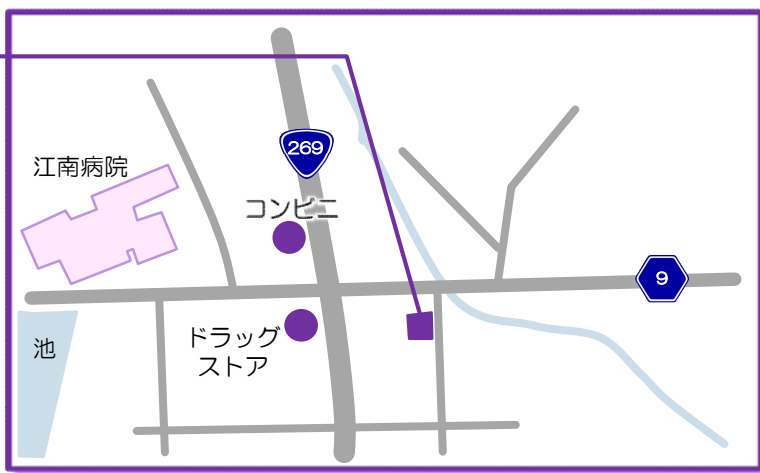
■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



大淀地域事務所

宮崎市大坪町西六月2211番地1
☎0985-50-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



Q & A

1章
未来を創造する
太陽都市

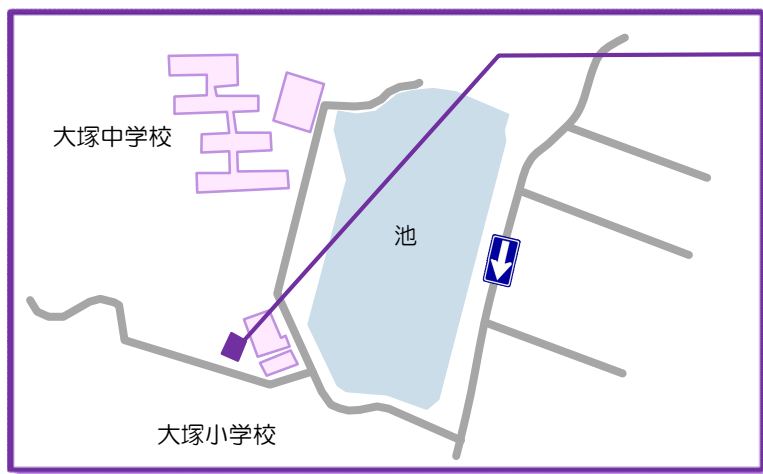
2章
市税のあらまし

3章
市税の納付

4章
案内地図
(地域事務所)

住民税について

5章
国税・県税の
あらまし



大塚地域事務所

宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地3
☎0985-54-2222

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)

櫛地域事務所

宮崎市吉村町江田原甲265番地1
☎0985-28-1111

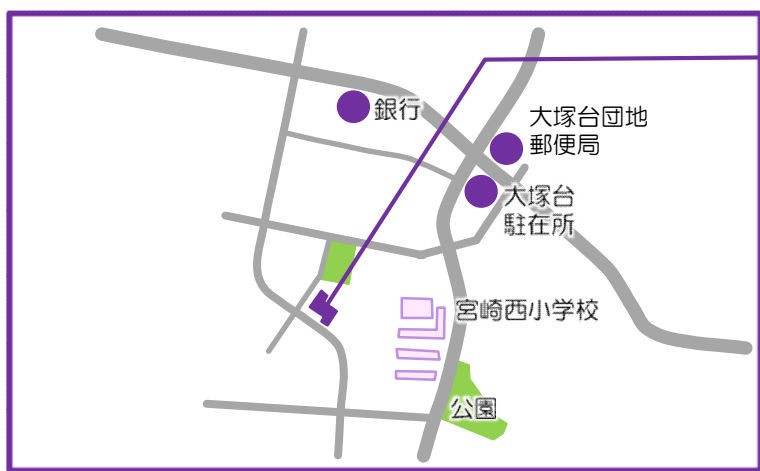
■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



大塚台地域事務所

宮崎市大塚台西2丁目18番地1
☎0985-47-1111

■平日8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始はお休みです。)



住民税について

税金とは？

- 日本国憲法および法律により、税金を納めること(＝納税)が定められています。
- 税金は国税(＝国に納める税)と地方税(＝市区町村に納める税)の大きく2つに分けられますが、今回は地方税の一部であり、給与所得等がある方に関する住民税のご案内です。
- 皆さんに納めていただく税金は、道路の整備・高齢者や障がい者の福祉事業・公園の管理や学校運営、ゴミ処理の費用に使われています。納税は、市民の皆さんの毎日の暮らしやより良い町づくりを進めるためになくてはならないものです。

住民税とは？

- 住民税は、市区町村へ納める税金です。住民税は、市内に住所があり、前年に一定額以上の所得があった人に課税されます。
- 市内に住所があるかどうかは、その年の1月1日の状況によって判断されます。1月1日に宮崎市にお住まいの場合は、宮崎市での課税となります。

住民税の納税方法は？

納税方法は主に以下の2つの方法があります。

① 特別徴収(給与からの差し引き)

- 主に給与所得者が対象。給与支払者である会社が、本人の給与から年税額を12回に分けた額を差し引き、毎月納付する方法。
- 給与所得者は原則として特別徴収により、納付しなくても構いません。
- 給与からの差し引きによって徴収されるので、住民税を払い忘れるということがありません。また、1回あたりの納付額も少ないので、負担が軽くなります。

② 普通徴収(個人で納付)

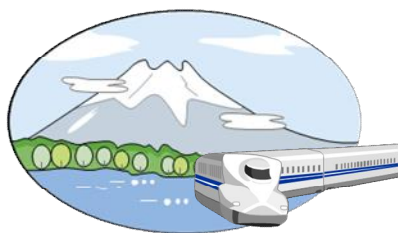
- 主に個人事業主が対象。年税額を4回に分けて納付する方法。

税金の支払を忘れた場合は？

- まず督促状の送付により、未納となっている税金をお知らせし、納税を促します。
- 督促状の送付後も税金をお支払いただけない場合は、財産調査のうえ預金や給与の差押えを行います。

納期内納付へのご協力のお願い

- 住民税は、定められた納期までに自主的に納めていただくものです。住民税を納期限までに納めない(＝滞納する)と、納期限までに納めた人との公平を保つため、本来の税額のほかに、延滞金も納めていただくことになります。
- 住民税の滞納は、住民税を滞納した人が不利益を受けるばかりでなく、滞納に係る住民税を徴収するため、市の貴重な財源が使われることになります。納期内納付のご協力をお願いいたします。



VỀ THUẾ CƯ TRÚ (ベトナム語)

Q&A

1章 未来を創造する
太陽都市

2章 市税のあらまし

3章 市税の納付

4章 市税の窓口

Thuế cư trú là gì

5章 国税・市税のあらまし

Thuế là gì?

- Việc đóng thuế (nộp thuế) được quy định theo Hiến pháp và luật pháp nước Nhật.
- Thuế được chia thành 2 loại lớn là thuế quốc gia (thuế đóng cho quốc gia) và thuế địa phương (thuế đóng cho các đơn vị hành chính địa phương shi-ku-cho-son). Lần này chúng tôi sẽ hướng dẫn về thuế cư trú là một phần của thuế địa phương và có liên quan đến người có thu nhập từ lương v.v.
- Tiền thuế mà mọi người đóng sẽ được sử dụng làm chi phí trang bị đường sá, chương trình phúc lợi cho người già và người khuyết tật, quản lý công viên và vận hành trường học, xử lý rác. Đóng thuế là việc không thể thiếu để xây dựng cuộc sống hằng ngày của mọi người dân trong thành phố và một thành phố tốt đẹp hơn.

Thuế cư trú là gì?

- Thuế cư trú là thuế đóng cho đơn vị hành chính địa phương shi-ku-cho-son. Thuế cư trú là nghĩa vụ thuế của người có địa chỉ trong thành phố và có thu nhập ở một mức nhất định trở lên vào năm trước.
- Việc có địa chỉ trong thành phố hay không sẽ được đánh giá theo tình trạng của ngày 1 tháng 1 năm đó. Trường hợp sống ở thành phố Miyazaki vào ngày 1 tháng 1 thì có nghĩa vụ thuế ở thành phố Miyazaki.

Cách đóng thuế cư trú như thế nào?

Chủ yếu có 2 cách đóng thuế như sau đây.

1. Trúng thu đặc biệt (Khấu trừ từ tiền lương)
 - Đối tượng chủ yếu là người có thu nhập từ lương. Đây là cách mà bên trả lương là công ty sẽ chia tiền thuế cả năm thành 12 lần và rút số tiền đó từ tiền lương của người đó để nộp thuế hằng tháng.
 - Người có thu nhập từ lương về nguyên tắc phải đóng thuế bằng trúng thu đặc biệt.
 - Do được trúng thu bằng cách khấu trừ từ lương nên không xảy ra việc quên đóng thuế cư trú. Số tiền đóng thuế mỗi 1 lần cũng ít nên gánh nặng về thuế cũng trở nên nhẹ hơn.
2. Trúng thu thông thường (cá nhân tự đóng thuế)
 - Đối tượng chủ yếu là người kinh doanh cá nhân. Đây là cách chia số tiền thuế cả năm thành 4 lần để đóng thuế.

Trường hợp quên thanh toán tiền thuế thì sao?

- Trước tiên, chúng tôi sẽ nhắc nhở bạn đóng thuế bằng cách gửi Giấy nhắc đóng thuế và thông báo số tiền thuế chưa đóng.
- Trường hợp sau khi đã gửi Giấy nhắc đóng thuế mà vẫn không thanh toán tiền thuế thì sẽ bị điều tra tài sản và tiến hành tịch thu tiền gửi ngân hàng và tiền lương.

Đề nghị hợp tác đóng thuế đúng kỳ hạn

- Thuế cư trú là thuế cho đến kỳ hạn người dân tự giác đóng. Nếu quá kỳ hạn đóng thuế cư trú mà bạn không đóng (= nợ tiền thuế) thì bạn phải đóng thêm tiền phạt trễ hạn ngoài mức thuế ban đầu để giữ công bằng với những người đã đóng đúng kỳ hạn.
- Khi phát sinh nợ tiền thuế cư trú, không chỉ người nợ tiền thuế cư trú chịu bất lợi mà tài chính quý giá của thành phố cũng bị sử dụng để trúng thu nợ tiền thuế cư trú. Rất mong các bạn hợp tác đóng thuế đúng hạn.



Local Inhabitant Tax – All You Need to Know

(英語)

What is tax?

- All individuals earning an income in Japan are obligated to pay tax as stipulated under the Japanese Constitution and law.
- Tax can generally be classified into 2 broad categories – national tax (tax paid to the country) and local tax (tax paid to local municipalities). For the purpose of this bulletin, we will be focusing on local inhabitant tax which falls under local tax that all individuals earning an income are required to pay.
- Local inhabitant tax paid by individuals is used for road building and maintenance, welfare services for elderly and handicapped persons, management of schools and parks and waste treatment. In order to create a highly liveable city that all residents can enjoy, tax revenue is necessary in order to finance such expenses.

What is local inhabitant tax?

- Local inhabitant tax refers to tax that is paid to local municipalities. All individuals who are registered as a resident of Miyazaki City and earned an income above a certain amount in the previous year are liable to pay local inhabitant tax.
- Whether an individual is registered as a resident is determined based on his/her residence status as of 1st January. If he/she has a registered address in Miyazaki City as of 1st January, the individual would be taxed by Miyazaki City.

How to pay local inhabitant tax?

There are 2 primary ways for you to pay your taxes:

- 1) Special Collection (Automatic Deduction from Salary)
 - Generally conducted for salary earners. The tax bill is divided into 12 portions and the company deducts the apportioned amount from the employee's salary each month.
 - In principle, salary earners are required to pay local inhabitant tax through special collection.
 - As tax is collected through automatic deduction from the individual's pay, the individual will not forget to pay their taxes. Moreover, it is also financially less demanding on the individual as the amount payable per month is much lesser as compared to a lump-sum payment.
- 2) Ordinary Collection (To Be Paid by the Individual)
 - Generally conducted for self-employed persons. The tax bill is divided such that it is paid 4 times a year.



What happens if I forget to pay my taxes?

- A demand notice will first be sent to your address notifying you of your unpaid tax liability, urging you to pay your taxes.
- If you fail to pay even after a demand notice is sent to you, an inquiry of personal property will be conducted by the tax department and your bank deposit or salary may be seized.

Appeal to pay your tax liabilities by due date

- Taxpayers are responsible for paying their local inhabitant tax by the due date. If he/she fails to pay by the due date (i.e. tax in arrears), a late penalty fee will be imposed on top of the amount payable so as to ensure fairness for the residents who have made their payment on time.
- Late payment of tax is not only detrimental to the taxpayer in question. The city will also have to utilise precious resources to collect the unpaid taxes from the resident. Therefore, please pay your taxes on time.



有关住民税的说明(中国語)

Q & A

1章 未来を創造する 太陽都市

2章 市税のあらまし

3章 市税の納付

4章 市税の窓口

什么是住民税

5章 国税・県税の あらまし

什么是税金？

- 日本的宪法及法律规定居民有缴纳税金（即纳税）的义务。
- 税金大致分为国税（即上交给国家的税金）与地方税（即上交给市区町村等地方政府的税金）这两大类。此处介绍的是工薪收入者需缴纳的住民税（地方税的一种）。
- 缴纳的税金主要用于道路维护、高龄及残障人士的福利、公园管理及学校运营、垃圾处理等公共项目里。因此不管是对居民的日常生活还是对各项城市建设而言，纳税都是必要的。

什么是住民税？

- 住民税是指缴纳给市区町村的税金。在市内拥有住址，并且去年的收入超过了规定数额的居民都有义务缴纳住民税。
- 根据每年元月1日这一天的住址信息来确定您是否在市内拥有住址，如果元月1日这一天您的住址是在宫崎市内，就有义务向宫崎市纳税。

如何缴纳住民税？

缴纳方式分为以下2种。

①特别征收（从工资中扣除）

- 以工薪收入者为主要对象。企业向个人支付工资时，将当年的纳税额分成12次按月从工资中扣除后上缴。
- 原则规定工薪收入者必须以特别征收的方式缴纳住民税。
- 因为这种缴纳方式是从工资中先行扣除，所以不会出现忘记纳税的情况。每次小金额纳税也不会造成太大的负担。

②普通征收（个体缴纳）

- 以个体经营者为主要对象。每年分四次缴纳的方法。

忘记纳税了怎么办？

- 届时您将收到一份纳税催收函，请按上面所记金额前往缴纳。
- 催收函送达后仍未在规定期限内缴纳税金的，将调查其财产后再扣押存款或工资。

请在规定期限内纳税

- 住民税是指在规定的期限内自主缴纳的税金。对于未能按期缴纳者，为公平起见（相对于按期缴纳者而言），需要在应纳税额之外加征滞纳金。
- 滞纳住民税的行为不仅会对纳税人产生不良影响，还需动用宝贵的市政财源来责令其纳税。为避免此现象，请务必在规定的期限内履行您的纳税义务。



주민세에 대해서(韓国語)

세금이란 ?

- 일본 헌법 및 법률에 의해 세금을 내는 것 (=납세) 이 정해져 있습니다.
- 세금은 국세 (=나라에 납부하는 세금) 와 지방세 (=시·구·초·무라에 내는 세금) 크게 두 가지로 나뉘지는데, 이번에는 지방세의 일부이자 급여소득 등이 있는 분과 관련되는 주민세에 대해 안내 드리겠습니다.
- 여러분이 납부하는 세금은 도로 정비·고령자나 장애자의 복지 사업·공원의 관리나 학교 운영·쓰레기 처리 비용으로 사용됩니다. 세금은 시민 여러분의 매일의 생활과 더 좋은 지역 만들기를 추진하기 위해서 없어서는 안되는 것입니다.

주민세란 ?

- 주민세는 시·구·초·무라에 납부하는 세금입니다. 주민세는 시내에 주소가 있고, 전년에 일정액 이상의 소득이 있는 사람에게 과세됩니다.
- 시내에 주소가 있는지는 그 해 1월1일 상황에 의해 판단됩니다. 1월1일에 미야자키시에 주소가 있는 경우는 미야자키시에서 과세가 됩니다.

주민세 납세방법은 ?

납세방법은 주로 다음의 두 가지 방법이 있습니다.

- ① 특별 징수 (급여에서 공제)
 - 주로 급여 소득자가 대상. 급여 지불자인 회사가 본인의 급여에서 연간 세액을 12회로 나눈 금액을 공제해 매월 납부하는 방법.
 - 급여 소득자는 원칙적으로 특별 징수에 의해 납부해야 합니다.
 - 급여 공제에 의해 징수되기 때문에 주민세 납부를 잊어버리는 일이 없습니다. 1회 납부액도 적기 때문에 부담이 가벼워집니다.
- ② 보통 징수 (개인이 납부)
 - 주로 개인 사업주가 대상. 연간 세액을 4회에 나눠서 납부하는 방법.

세금 납부를 잊어버린 경우는 ?

- 우선 독촉장을 보내 미납된 세금을 알리고, 납세를 재촉합니다.
- 독촉장 송부 후에도 세금을 납부하지 않는 경우는 재산조사 후 예금과 급여를 압류합니다.

납기 내 납부예의 협조 부탁

- 주민세는 정해진 납기일까지 자주적으로 납부해야 합니다. 주민세를 납기일까지 납부하지 않으면 (=체납하면) 납기일까지 납부한 사람과의 공평성을 위해 본래의 세액 외에 연체금도 납부하게 됩니다.
- 주민세의 체납은 주민세를 체납한 사람이 불이익을 받을 뿐 아니라 체납에 따른 주민세를 징수하기 위해 시의 귀중한 재원이 사용됩니다. 납기 내 납부에 협조를 부탁드립니다.



5章 国税・県税のあらまし

国税のあらまし

直接税・・・税金を納める人と、実質的に負担する人が同じ税金をいいます。

間接税・・・税金を納める人と、実質的に負担する人が異なる税金をいいます。間接税は、物やサービスの価格に織り込まれて転嫁されるので、最終的には消費者が負担していることになります。

直接税

- 所得税** 個人の所得にかかります。
- 復興特別所得税** 東日本大震災からの復興を図るために個人の所得にかかります。(平成25年から)
- 法人税** 法人の所得にかかります。
- 相続税** 相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。
- 贈与税** 贈与によって財産を取得した人にかかります。
- 地価税** 一定基準以上の土地等を毎年1月1日において保有する個人又は法人にかかります。(平成10年度から課税停止中)
- 特別法人事業税** 法人事業税に併せて県が賦課徴収します。
- 地方法人税** 法人税と同じ時期に申告納付をします。
- 森林環境税** 個人市民税(均等割)に併せて市が賦課徴収します。

間接税

- 消費税** 物品の販売、サービスの提供などに対してかかります。
- 酒税** 清酒、単式蒸留焼酎(本格焼酎)、ビール、ウィスキーなど製造場から出荷したときにかかります。
- たばこ税**
たばこ特別税 たばこを製造場から出荷したときにかかります。
- 揮発油税**
地方揮発油税 ガソリンなどを製造場から出荷したときにかかります。
- 航空機燃料税** 航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
- 石油ガス税** 自動車燃料用の石油ガスを充てんしたときにかかります。
- 石油石炭税** 原油、石油製品、天然ガスなどを採取場から出荷したときにかかります。
- 自動車重量税** 自動車の車検を受ける時などに、自動車の重量に応じてかかります。
- 印紙税** 契約書、領収書などを作成したときにかかります。
- 登録免許税** 不動産、船舶、会社などの登記やその他の権利を登録するときにかかります。
- 電源開発促進税** 電力会社が販売する電気などにかかります。
- とん税**
特別とん税 外国貿易のために入港する船にかかります。
- 関税** 貨物を輸入するときにかかります。
- 国際観光旅客税** 船舶又は航空機により日本から出国する旅客にかかります。

● 国税についてご不明な点などありましたら、宮崎税務署までお問い合わせください。
(お問い合わせ先は、82ページをご覧ください)

Q&A

1章
未来を創造する
太陽都市

2章
市税のあらまし

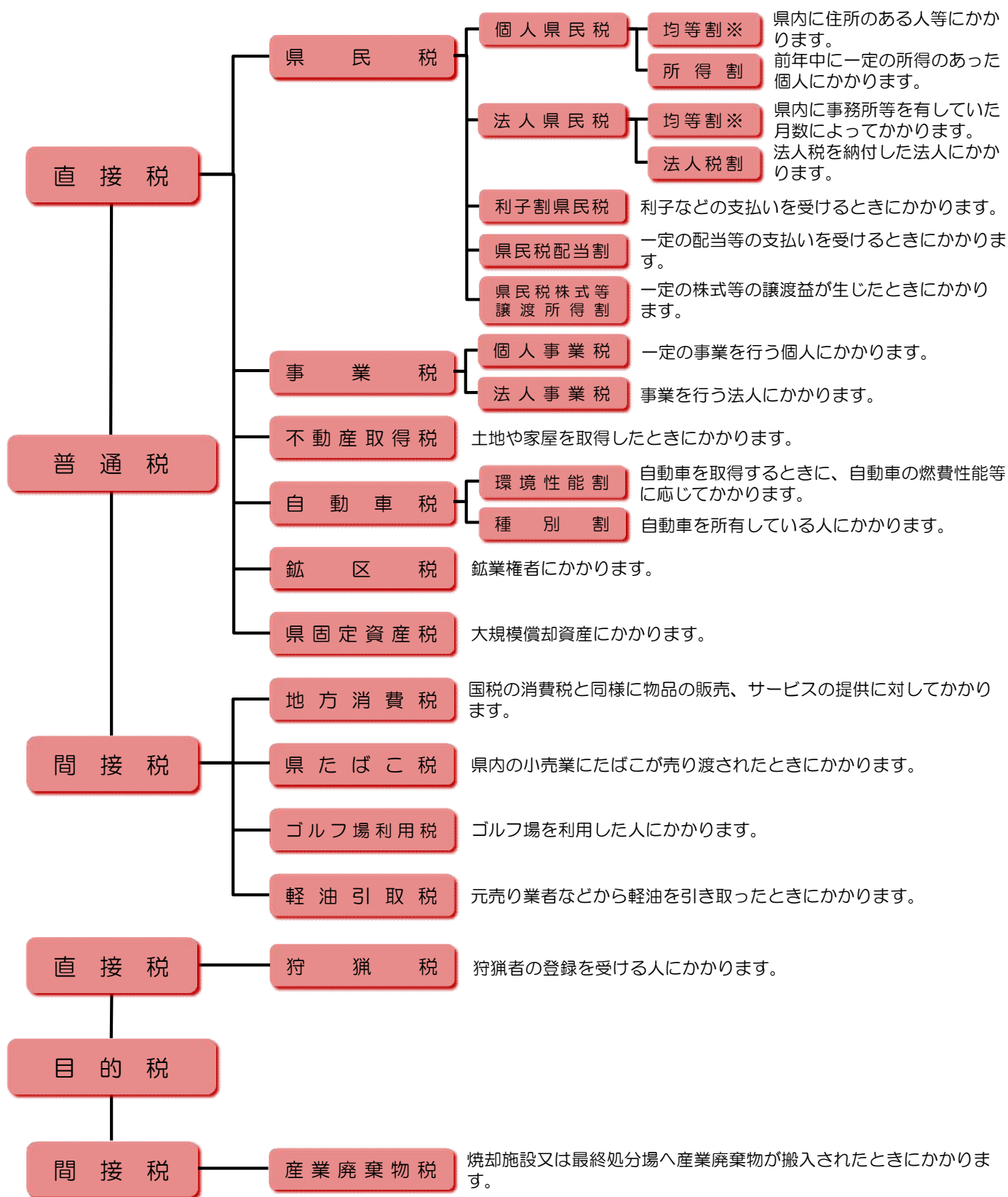
3章
市税の納付

4章
市税の窓口

住民税について

5章
国税のあらまし

県税のあらまし



●県税についてのご不明な点などありましたら、宮崎県税・総務事務所にお問い合わせください。

(お問い合わせ先は、82ページをご覧ください)

※個人県民税均等割及び法人県民税均等割における超過課税分を、「森林環境税」と通称しています。

Q&A

1章
未来を創造する
太陽都市

2章
市税のあらまし

市税の納付

3章
市税の窓口

4章
住民税について

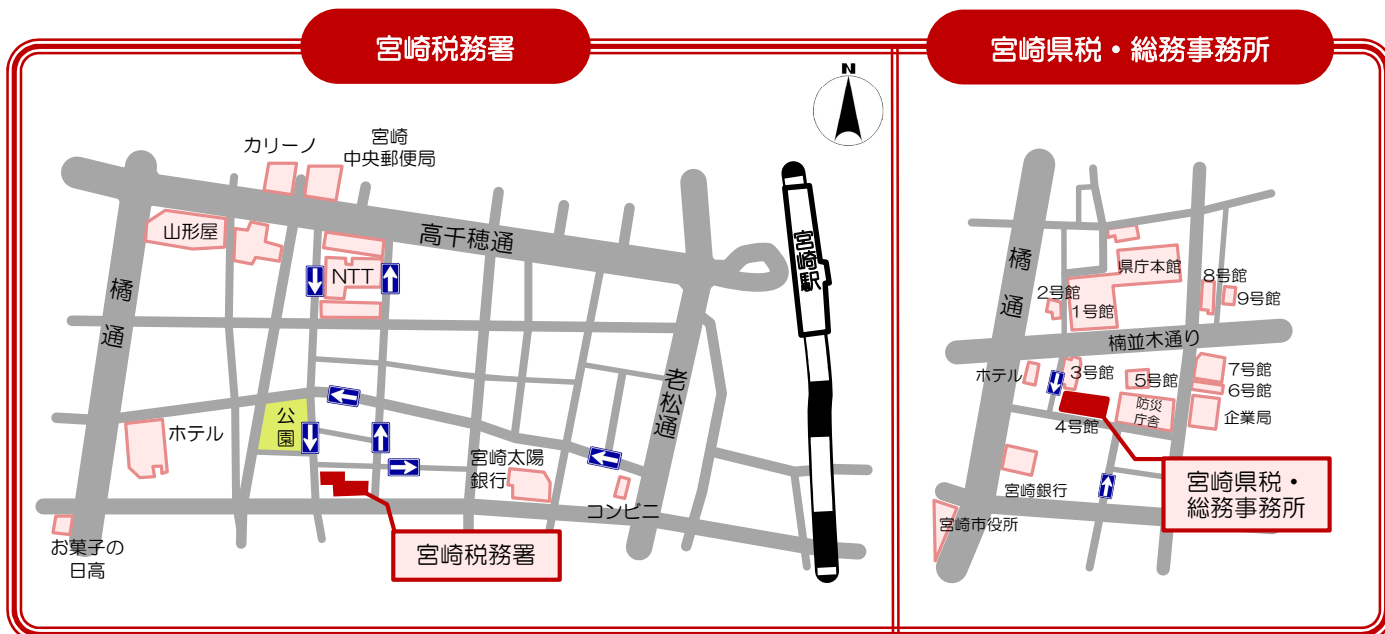
5章
県税のあらまし

国税・県税についてのお問い合わせ窓口

1 お問い合わせ先

官公署名	所在地	電話番号等
宮崎税務署	宮崎市広島 1-10-1	☎0985-29-2151(代表)※自動音声案内 国税に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボット「税務職員ふたば」にご相談ください。お問い合わせメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。 また、国税庁ホームページの「タックスアンサー(よくある税の質問)」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を、税金の種類ごとに調べることができます。キーワードによる検索もできますので、是非ご活用ください。 ◇税務相談チャットボット 「税務職員ふたば」 スマートフォン用QR  ◇タックスアンサー (よくある税の質問) スマートフォン用QR 
宮崎県税・総務事務所	宮崎市橘通東 1-9-10	☎0985-26-7271

2 案内図



税務署からのお願い

国税に関するご質問・ご相談は「国税相談専用ダイヤル」0570-00-5901(全国一律料金)もご利用できます。

なお、チャットボット、タックスアンサー及び国税相談専用ダイヤルによる解決が困難な相談(書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、税務署で直接にて相談を受け付けています。税務署でのご相談は、事前予約が必要となりますので、上記代表番号におかけの上、音声案内に従って「2」を選択してください。

令和6年度版 市税のしおり

発行 令和6年8月

編集 宮崎市財政部納税管理課

〒880-8505

宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号

TEL : 0985-21-1741

FAX : 0985-21-1747

Email : 05noukan@city.miyazaki.miyazaki.jp



市税は貴重な財源です